

# ため池管理マニュアル



令和 2 年 6 月

農林水産省 農村振興局 整備部 防災課

# 目 次

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| <b>第1章 マニュアルの目的</b>      | <b>1</b>  |
| 1. 1 ため池の状態チェック          | 1         |
| 1. 2 マニュアルの活用方法          | 1         |
| <b>第2章 基本事項</b>          | <b>2</b>  |
| 2. 1 ため池の役割              | 2         |
| 2. 2 ため池の構造              | 3         |
| 2. 3 豪雨・地震によるため池の決壊メカニズム | 5         |
| <b>第3章 日常管理</b>          | <b>7</b>  |
| 3. 1 管理のポイント             | 7         |
| 3. 2 堤体                  | 8         |
| 3. 3 洪水吐                 | 11        |
| 3. 4 取水施設                | 13        |
| 3. 5 安全施設                | 15        |
| <コラム>地域一体となった管理          | 16        |
| <b>第4章 非常時の対応</b>        | <b>17</b> |
| 4. 1 緊急体制の整備             | 17        |
| 4. 2 大雨・洪水時や地震時の対応ポイント   | 18        |
| <b>第5章 点検チェックシート</b>     | <b>24</b> |
| 5. 1 はじめに                | 24        |
| 5. 2 ため池の基本情報            | 25        |
| 5. 3 各施設のチェックポイント        | 25        |
| 5. 4 ため池の点検記録送信様式        | 36        |
| <b>【参 考】</b>             |           |
| 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要   | 37        |

## ポイント

- ・ 管理しているため池の状態を知ることが大切
- ・ ため池の特徴を把握し、マニュアルを活用し最善の状態に保つ

### 1.1 ため池の状態チェック

あなたが管理しているため池をチェックしてみましょう。

- ① 洪水吐に土のうや角落し（※板等を落とし込み、水をせき止めること）を設置していませんか？
- ② ため池や洪水吐に土砂やゴミが堆積していませんか？
- ③ 堤体上流法面や洪水吐流入部付近に流木、枯れ枝・竹、ゴミがありませんか？
- ④ 堤体や管理用道路が見えないほど草木や竹が茂っていませんか？
- ⑤ ため池の周辺が開発されたり、雨量が多くなって大雨時の水位が危険であると感じたりすることはありませんか？
- ⑥ 堤体の一部が沈下したり、せり出たりしていませんか？
- ⑦ 樋管まわりから漏水はありませんか？
- ⑧ 巻き上げハンドルやゲートはきちんと作動していますか？
- ⑨ ため池にどんな生物が生息しているか知っていますか？

①から③は災害につながる可能性があり、④のような状況を放置したり、⑤のような変化を把握したりしていないと、緊急時の対応に支障が生じます。⑥から⑧は老朽化のシグナルですが、④の状態であれば堤体の状態を把握することすらできません。⑨はため池の底干しをしているかどうか分かります。

このマニュアルには、このようなため池の管理に関するポイントがまとめてあります。

### 1.2 マニュアルの活用方法

ため池は先人たちが農業用水の確保に苦労した歴史の証です。その反面、誰が、いつ頃、どのようにして作ったか分かっているものが少なく、使い慣れた道具のように、日頃からため池の癖（特徴）をよく把握して、その状態を最善に保つ必要があります。

このマニュアルは、ため池の管理者に必要な基本的事項や重要なポイントをとりまとめたものです。

日常管理における管理や点検、非常時の対応の際にご活用ください。

### ポイント

- ・ため池の役割、施設の構造を理解する
- ・ため池の決壊がどのように発生するのか正しく理解する

### 2.1 ため池の役割

ため池の水は、農業用水としてだけでなく、防火用水など地域用水としても活用されています。また、ため池は農業用水を貯留するだけでなく、豪雨時には雨水を一時的に溜める洪水調節や土砂流出の防止などの役割、ゲンゴロウなど様々な生物の生息場所としての機能もあります。さらに、地域の言い伝えや祭りなどの伝承文化の発祥となっているものもあります。

#### ＜ため池の主な機能＞

- 農業用水の貯留 : 農業用水を貯め、必要に応じ補給
- 洪水調節 : 豪雨時に一時的に洪水を貯留
- 土砂流出防止 : 上流から流入する土砂や土石流を溜める
- 生態系の保全 : 水生植物、昆虫類等の生息場所
- 保健休養 : 地域の人々の憩いの場
- その他の機能 : 防火用水などへの活用

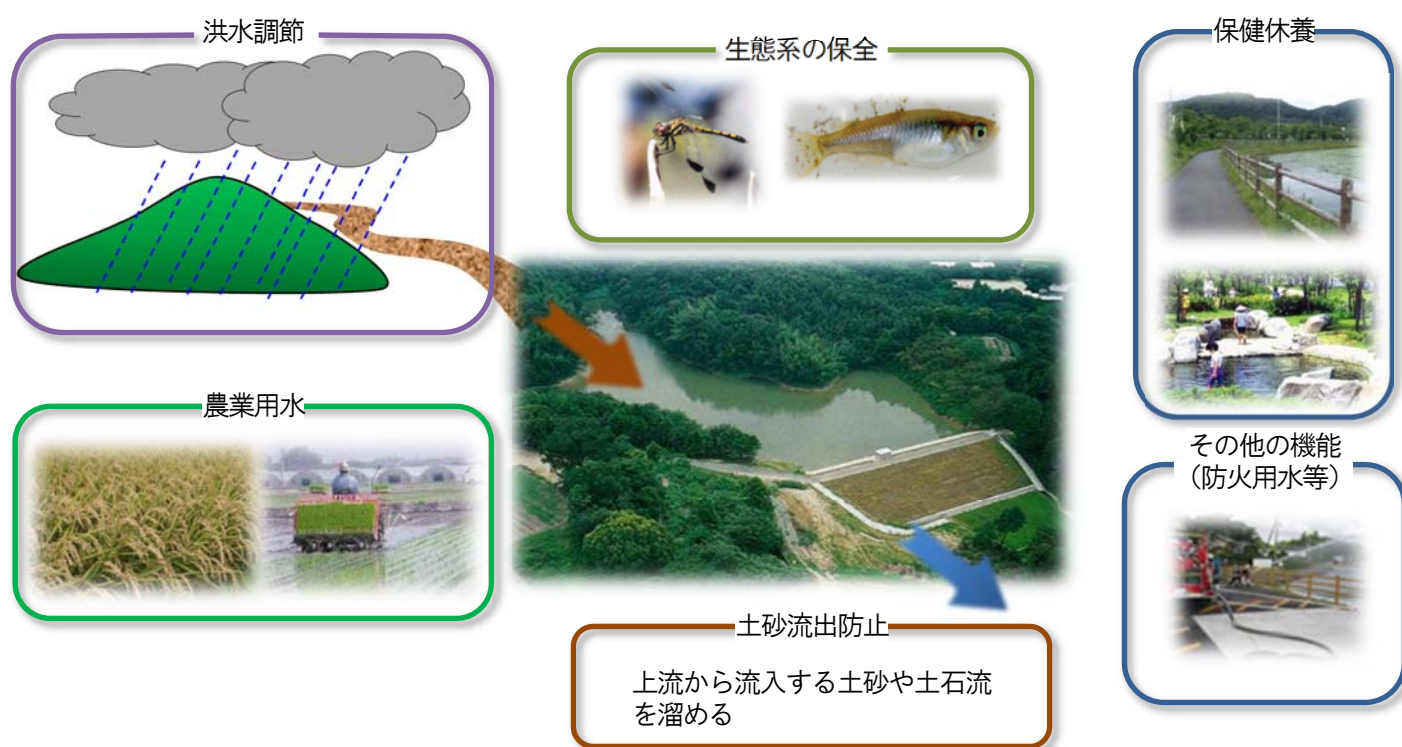


図1：ため池の主な機能

## 2.2 ため池の構造

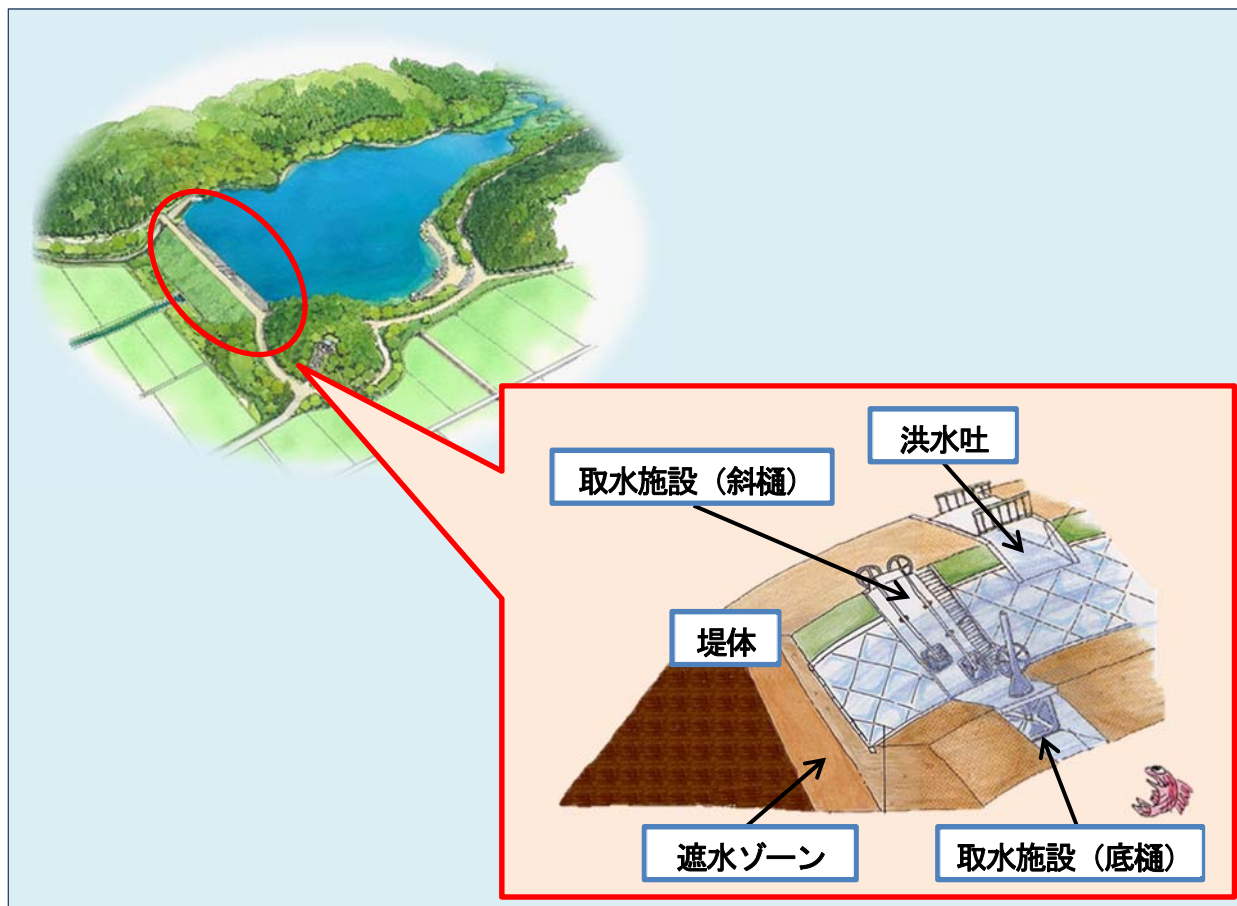


図2：ため池の施設

### 2.2.1 堤体

ため池の堤体は川や谷を横断し、土を盛り立てて造られる土木構造物です。堤体の上流から流れてくる水を堰き止め、堤体と堤体上流の地山で囲まれた空間（貯水池）に貯水するという最も重要な働きをします。そのため、通常は細粒分の多い土を突き固めて作られていることが多く、場合によっては水を通しにくい粘土分の多い土を突き固めた土の層（遮水ゾーン）を堤体の一部に入れているものもあります。

また、堤体法面に降った雨を排水するため、堤体下流の小段等に水路（承水路）が設けられている場合があります。

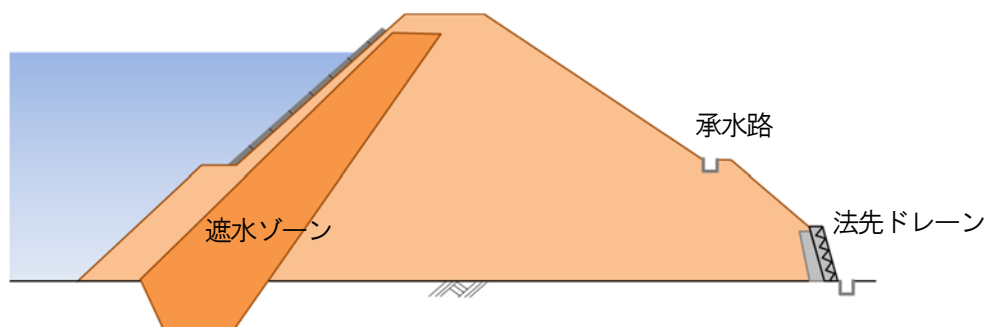


図3：ため池の断面図



## 2.2.2 洪水吐

大雨時に貯留水が堤体を越流しないように、貯水池に流入した水を安全に流下させるための施設です。



写真1：洪水吐  
(香川県HPより)



写真2：洪水吐  
(香川県HPより)

## 2.2.3 取水施設

ため池の水は、取水孔部から取り入れられ、斜樋及び底樋を通して用水路に送られます。

斜樋は通常何段かに分かれて取水ゲート又は栓が設置され、水位に応じて水面付近の温かい水を取水できる構造になっています。

底樋は斜樋から取り入れた用水の通り道であるとともに、ため池の底部にあって、ため池を空にするための排水施設としての役割も担っています。

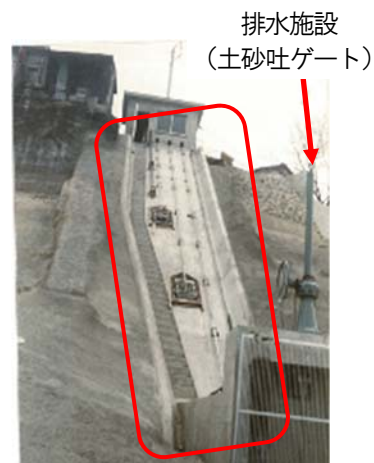


写真3：取水部（斜樋）

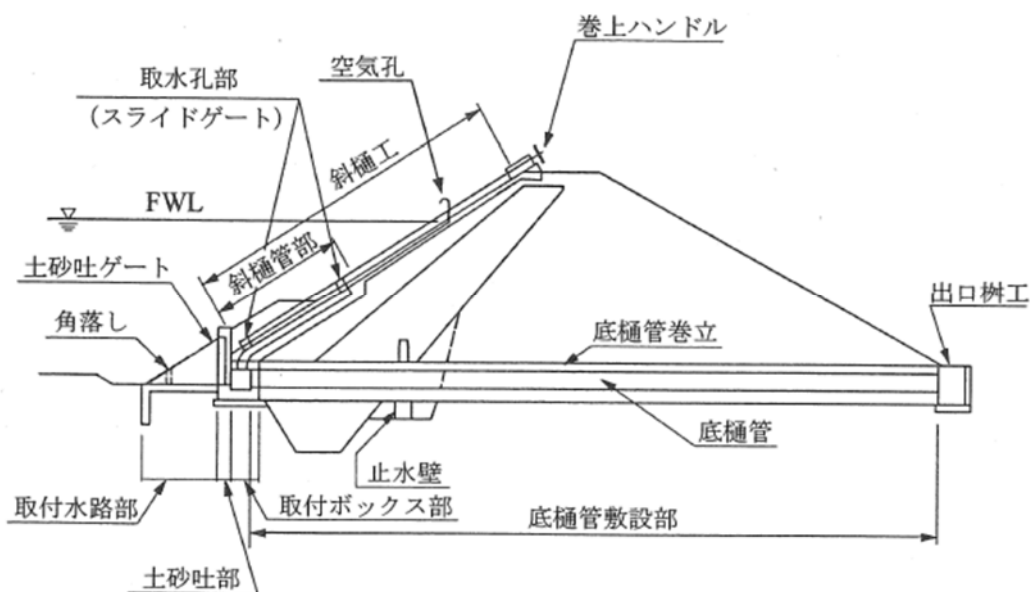


図4：取水施設の構造例

## 2.2.4 張石（張ブロック等）

ため池は山や谷から流れ出る水をせき止めやすい地形を選んで造られています。強い風が吹きやすいところでもあります。ため池の水面上に強い風が吹くと波浪が発生し、土を材料とする堤体が浸食されてしまうことから、これらを防ぐために張石（張ブロック等）を設置します。



写真4：張ブロック



写真5：張ブロック

## 2.3 豪雨・地震によるため池の決壊メカニズム

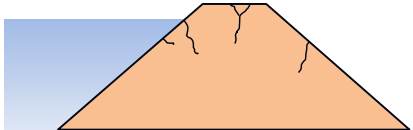
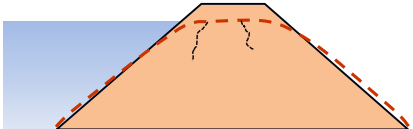
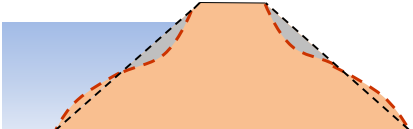
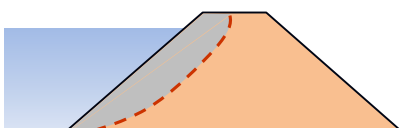
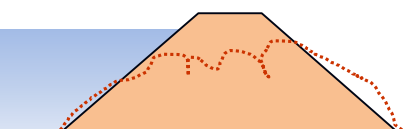
豪雨時に、大量の雨水がため池に流入し、貯留水が堤体を越流すると、越流水によって堤体が浸食され、非常に危険です。また、雨水が下流法面に大量にしみ込むと、下流法面が崩壊する場合があります。

地震時には揺れによって、土の強度が低下して、法面の崩壊や堤体の沈下により決壊することがあります。

### ＜豪雨によるため池の被災メカニズム＞

| 被災形態              | 被災メカニズム                                                                                                        |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜越流破壊＞</p>     | <p>豪雨や洪水吐の閉塞により、貯水位が急激に上昇し、堤体を越えて流れ出すと、下流法面を浸食することによって、破壊する場合がある。また、貯水位の上昇により、堤体内の水圧も上昇し、強度が低下して破壊する場合がある。</p> |
| <p>＜すべり破壊＞</p>    | <p>貯留した水と降雨が堤体の中に浸透して、堤体内部の水分量が増加し、堤体の法面部の強度が低下することによって、法面部ですべりが発生し破壊する場合がある。</p>                              |
| <p>＜浸透破壊＞</p>     | <p>堤体内部が劣化して、水を遮る機能が低下すると、貯水位が上昇した時に堤体の中の水圧も上昇して強度が低下し、破壊する場合がある。また堤体内に上流から下流まで貫通した水みちが発生し破壊する場合がある。</p>       |
| <p>＜土石流による決壊＞</p> | <p>上流域の山林等の崩壊により発生した土石流等の流入により堤体が破壊される場合がある。</p>                                                               |

＜地震によるため池の被災メカニズム＞

| 被災形態                                                                                              | 被災メカニズム                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜クラック＞</p>    | <p>堤体の頂部などにクラック（亀裂）が発生する場合がある。堤体の上下流方向に生じるクラック（亀裂）は水みちとなることがあり、特に注意が必要である。</p> |
| <p>＜沈 下＞</p>     | <p>堤体の形状をほぼ保ち、クラック（亀裂）などを伴いながら堤体が沈下する場合がある。多くは軟らかい地盤で発生している。</p>               |
| <p>＜斜面崩壊＞</p>    | <p>堤体法面の上部が沈下し、下部がはらんで変形が生じる場合がある。</p>                                         |
| <p>＜斜面すべり＞</p>  | <p>地震動により堤体の法面にすべりが発生する場合がある。</p>                                              |
| <p>＜崩 壊＞</p>   | <p>堤体や地盤が大きく変化し、崩壊する場合がある。決壊に至ることが多く、堤体や基礎地盤の液状化によるものと考えられる。</p>               |



**ポイント**

- ・ 日常管理は、早期に施設の異常を発見し、決壊や自然災害を未然に防ぐ手段
- ・ 不慮の事故を防止するため、作業は単独で行わず、必ず2人以上で行う

**3.1 管理のポイント****3.1.1 上流の山林及び開発の状況**

ため池の上流にある山林が伐採されたり、台風による倒木等が放置されたままとなったりしていると、ため池に流れ込む水量が一時的に集中したり、流入する流木やゴミが増加したりすることがあります。

これらは、洪水吐の排水能力を越えた水の流入や、ゴミによる閉塞を引き起こしかねず、堤体の崩壊に繋がる可能性があります。

また、宅地化等、周辺が開発されることにより、雨水がため池に流入する時間が早まり、降雨時におけるため池内の水位上昇がこれまでより早くなるおそれがあります。

このため、年に1回以上、ため池上流の山林など周辺の状況を見ておき、ため池の上流が開発されるなど気になる状況があれば市町村の担当者に相談しましょう。

**3.1.2 堤体の草刈りと点検**

堤体の草刈りにより、はらみだし（※法面がせり出していること）や漏水などの変状を見つけやすくなります。漏水はため池の水位が高いときに発見しやすいため、その時期を考慮して草刈りを行い、草刈り後は堤体の点検を行いましょう。

**3.1.3 洪水吐の清掃**

豪雨の際に、堤体から水が溢れると決壊する可能性があるため、洪水吐の土砂や流木はこまめに取り除きましょう。貯水量を増やすために土のうや角落し（※板等を落とし込み、水をせき止めること）等は絶対に設置してはいけません。

**3.1.4 貯水と取水**

ため池の貯水位を急上昇あるいは急降下させると、堤体を浸透する水が原因で堤体が壊れたり、法面が滑ったりすることがあります。長期にわたり落水させていた場合は、一気に満水まで貯めずに漏水等を確認しながら徐々に貯水するようにし、逆に水位を下げるときは、緊急放流の場合を除き、斜樋を上から順に開けていくなど、徐々に下げるようにしましょう。また、巻上げ機、ゲート、斜樋の蓋等は定期

的に潤滑油の注油や清掃等を行うとともに、施設の動作に異常を発見した場合には速やかに点検し、修理しましょう。

### 3.1.5 落水

洪水吐や斜樋、底樋、堤体上流側の張石等の点検のため、かんがい期の終了後に1回はため池の水を落としましょう。

### 3.2 堤体

#### 👉 ポイント

- ・堤体の点検を定期的 to 実施し、法面の陥没、亀裂、はらみ等の変状や漏水を見落とさないように行う

〔解説〕ため池の決壊は、変状の進行や漏水量が増加した状態のところに、豪雨又は地震等により起こるのが一般的であり、堤体法面の変状や漏水を見落とさないことが重要です。

このため、堤体の点検は、満水の時期に少なくとも毎年1回（積雪地帯では、雪解け時期）実施しましょう。万一、変状を確認した場合は、直ちに市町村の担当者に相談し必要な対策を講じましょう。

また、変状については、毎回の点検時に変状箇所のスケッチや写真を堤体の平面図に記録しておく to 、その変状が進行性のものか判断することに役立ちます。

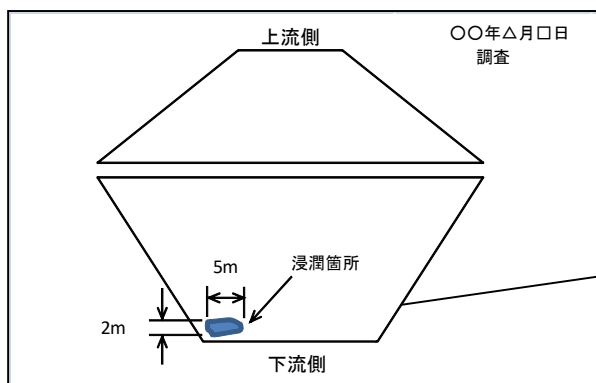


図5：変状箇所のスケッチ

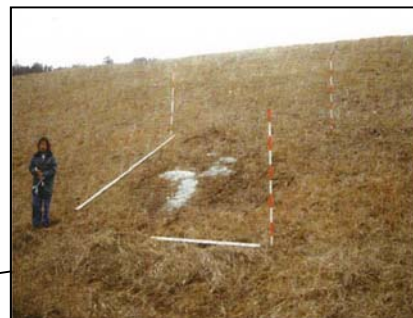


写真6：写真の例

特に漏水はため池の決壊につながるおそれがあるので以下のような状況に注意することが重要です。

- 土が混ざった濁っている水が漏れている（特に、危険な場合が多い。）。
- 漏水量が増えたり、漏水箇所が堤体下流法面の高い位置に変化したりしている。
- ため池堤体下流側に、水の漏れる穴がある。
- ため池に水がたまりにくくなっている。
- 豪雨時でも、洪水が洪水吐を越えない。
- 取水していないのに、底樋から水が漏れている。

漏水を確認した場合は、ペットボトルやメスシリンダーなどで漏水量を継続的に計測することが重要です。漏水量が以下の値を超えた場合には、市町村の担当者に相談しましょう。

＜漏水量の基準＞

堤体 100m 当たり 60 ℓ/分 （土地改良事業設計指針「ため池整備」）

## ポイント

### ・堤体法面の立木を伐採し、草刈りを定期的に行う

〔解説〕堤体法面の立木は、漏水の原因になる場合があるため、伐採及び抜根を行いましょう。抜根した箇所は、堤体と同じような土で突き固めながら埋め戻します。

堤体の草刈りは、はらみだしや漏水などの堤体の変状を見つけやすくなることにつながります。年に1回以上は草刈りを行い、速やかに堤体の変状を確認しましょう。

刈った草が堤体を覆った状態だと堤体の表面の様子をよく確認できないだけでなく、イノシシなどの有害鳥獣を誘引し、堤体の破損にもつながるため、刈った草は取り除き、草刈り後は法面をよく踏みしめて下さい。

モグラやイノシシなどが掘った穴があれば、水が出ていないかどうか確認し、堤体と同じような土で突き固めながら埋めます。

## ポイント

### ・堤体の下流側に設置されている承水路の清掃を定期的に行う

〔解説〕堤体を構成する土と土の間には細かい隙間があります。この細かい隙間に水が浸入し、締まっていない所などの弱い部分では水が集まりやすくなります。この結果、小さい土の粒子が少しずつ流れ出し、連続した大きな隙間（水

みち)ができます。

堤体の下流側に承水路が設置されているため池では、定期的に水路を清掃し、土が流れ出ていないか確認することが重要です。

承水路に流れ出た土の色が周りの土の色と異なっていたり、溜まる土の量が急に増えたりした場合は、直ちに市町村の担当者に相談しましょう。

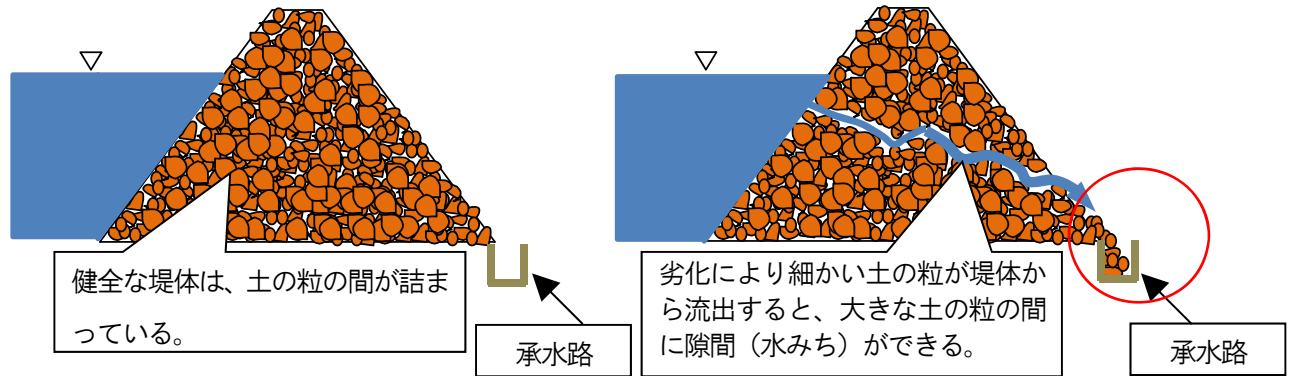


図6：土の細粒分が流出するイメージ

## ポイント

- ・堤体の弱部となる可能性のある箇所を把握し、特に注意して点検する

〔解説〕土を盛り上げた堤体では、斜樋や底樋、地山との接合部が弱部（土が流されやすい）となります。また、堤体嵩上げや斜樋・底樋の改修履歴のあるため池では、新旧堤体の締め固め程度や材料土の違いにより、その境界部分が弱部となる可能性が高くなります。

このため、堤体の点検では、こうした箇所の点検を入念に行うことが重要です。また、過去の改修工事に関する資料（堤体、斜樋及び底樋の改修履歴）を確認しておくことも必要です。

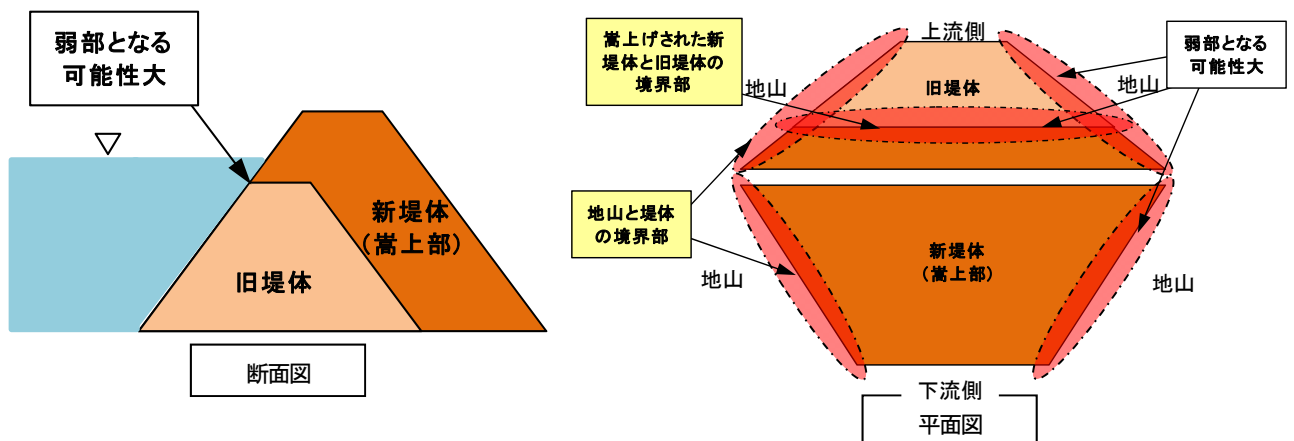


図7：堤体嵩上げした場合の劣化に対する弱部

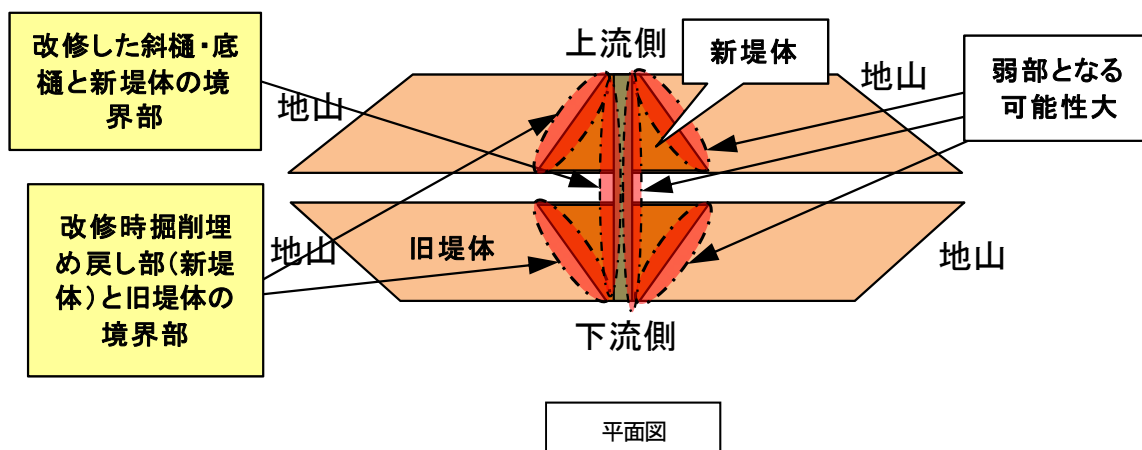


図8：斜樋・底樋を改修した場合の劣化に対する弱部

また、次の場合は、湧水対策（湧水を下流に流す水路の設置等）を検討しましょう。

○沢水や地山斜面からの水が、堤体を浸食している。

### 👉 ポイント

- ・法先ドレーン（積みブロック、石積みブロック等）の変状や漏水状況を確認する

〔解説〕法先ドレーンは堤体に浸透した降雨や貯留水を速やかに排水するもので、堤体内部に浸透した水位を低下させ堤体の安定性を保つために重要な施設です。堤体が不安定な状態となっている場合は、法先ドレーンに変状が見られる場合がありますので、よく確認する必要があります。また、法先ドレーンから出ている漏水に土砂が混ざっている場合や一部から多量の漏水が見られる場合は、堤体に異常が生じていることが考えられますので、直ちに市町村の担当者に相談しましょう。

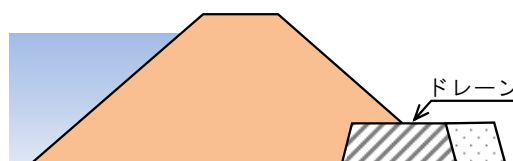


図9：法先ドレーン イメージ図

## 3.3 洪水吐

### 👉 ポイント

- ・洪水吐の越流断面内や越流堰から下流の水路内に障害物（流木やゴミ等）があれば速やかに清掃を行う

〔解説〕ため池の洪水吐は、大雨の際に堤体を守るため、上流で発生する洪水を安全に下流へ流すものです。このため、越流断面内に障害物があると、ため池が溢れ、決壊の原因にもなるため大変危険です。



このため、日常の管理においては、洪水吐の土砂や流木等の障害物をこまめに取り除くとともに、洪水吐流入部付近や堤体上流法面、さらに貯水面上にある流木、枯れ枝やゴミなども除去することが必要です。

また、洪水吐下流の水路がトンネル構造であったり水路上部に橋が存在したりする場合には、流木等で流水を阻害する可能性がありますので、障害物は速やかに撤去する必要があります。

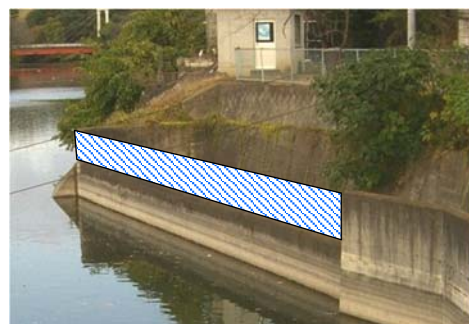


写真7：越流断面（青網掛け部分）



写真8：洪水吐下流水路の例

### 👉 ポイント

- ・ 洪水吐流入部の上に土のうを積んだり、角落しを設置したりしないようにする

〔解説〕 貯水池の貯水量を増やす目的で洪水吐流入部の上に土のうなどを積んだり、角落しを設置したりすることは、洪水吐の流下能力を著しく低下させます。洪水時にため池から溢れ出た水が堤体を越流した場合、決壊する危険があるので、絶対に行ってはいけません。



写真9：洪水吐流入部

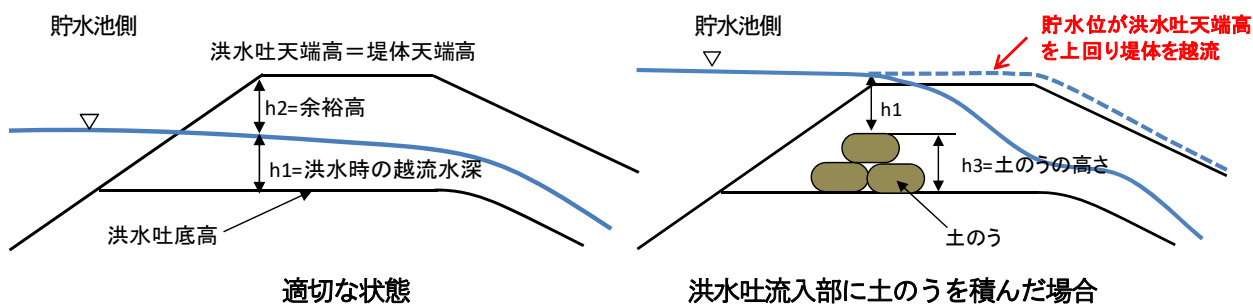


図 10：洪水時の水位の違いのイメージ

### ポイント

- ・堤体上流法面の洪水吐周辺が浸食されていないか落水時に点検する

〔解説〕洪水吐と堤体あるいは地山の境界部は、土が洗われ、変状（劣化）の進行しやすい弱部となる可能性があります。落水時に堤体上流斜面の洪水吐周辺が浸食されていないかを点検することが重要です。

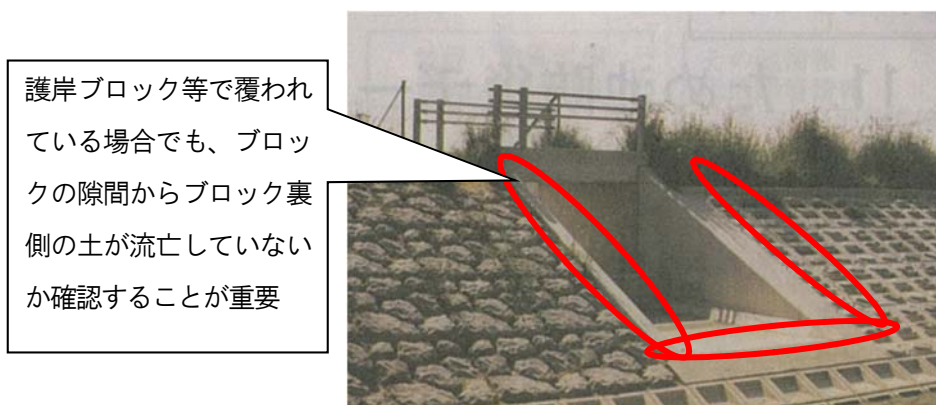


写真 10：洪水吐（貯水池側より）

次の場合は洪水吐の補修、改修等の対策を検討しましょう。

- 洪水吐が土で造られている。
- 洪水吐が小さすぎるため、雨が降るたびに溢れそうになる。
- 洪水吐下流水路から溢れた水が堤体を洗掘している。

## 3.4 取水施設

### ポイント

- ・巻上げ機、ゲート、斜樋の蓋等は、定期的に潤滑油の注油や掃除等を行い、施設の作動に異常があった場合は速やかに点検、修理する

〔解説〕 巻上げ機、ゲート、斜樋の蓋等が正常に機能しないと取水に支障が生じるほか、洪水や地震などの緊急時にため池の水位を下げるができなくなる場合があります。

定期的に潤滑油の注油や掃除等を行うとともに、腐食の状態にも注意し、施設の動作に異常があった場合は速やかに点検、修理することが重要です。

### 👉 ポイント

- ・ 取水ゲートを全閉しているにもかかわらず底樋出口から泥で濁った水が出ている変状を見落とさないようにする

〔解説〕 取水施設の材料には石材やコンクリートなどが用いられており、性質の異なる材料の境界部が変状（劣化）の進行しやすい弱部となります。取水ゲートが全閉された状態でも底樋出口から泥で濁った水が出ているときは、底樋管が破損し、周辺部の土が流されている可能性があります。特に、地震後に斜樋全閉の状態の水が出始めたときは、底樋が割れている可能性があるため、直ちに市町村の担当者に相談しましょう。

日常の管理では、土で濁った水が出ているか確認することが重要です。

また、落水後の点検では、底樋内へ人が入れる場合は作業の安全を確保しつつ底樋内からの目視による点検を行うことも重要です。



底樋が破損し、堤体土が流出している可能性あり

写真 11：底樋出口（堤体下流）

### 👉 ポイント

- ・ 落水時に堤体上流法面の取水施設周辺が浸食されていないか点検する

〔解説〕 取水施設が堤体に設置されている場合、性質の異なる材料の境界部である取水施設周辺部が変状（劣化）の進行しやすい弱部となりますので、落水時に取水施設周辺が浸食されていないかを点検することが重要です。



コンクリートと堤体境界部が浸食

写真 12：取水施設



### 3.5 安全施設

#### ポイント

- ・日頃から万が一を想定して、管理しているため池に危険な点がないかどうかを常に確認しておく
- ・フェンス等の安全施設を日常的に確認し、破損している場合は速やかに補修する。また、危険と感じられる場合は安全施設を設置する

〔解説〕ため池周辺では、都市化や混住化が進んでいるところも多く、転落事故などの危険性が増しています。このため、安全柵、進入防止柵の破損など、事故につながる危険な箇所がないか日常的に点検、確認しておくことが必要です。破損している場合はロープなどで人が立ち入らないようにし、速やかに修理を行いましょう。

また、洪水吐付近や道路に面している堤体など、人が転落する危険がある箇所は安全柵や進入防止柵、進入防止看板等を設置しましょう。

なお、都道府県や市町村等が実施するため池管理者講習会への参加やため池に関する広報誌には目を通し、そこから得た情報を地域の関係者（水利組合や操作を委託している者など）に周知することも有効です。



写真13：施設の破損

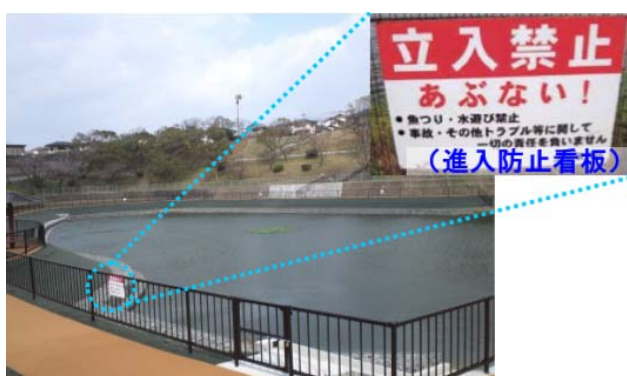


写真14：安全柵の設置



写真15：安全ネットの設置

#### ＜その他安全施設設置の例＞

- ・ 浮き輪（ブイ）、浮きロープの設置
- ・ 転落者が脱出しやすい施設構造（階段護岸、足場ブロックなど）
- ・ 救命道具の常備

## ＜コラム＞地域一体となった管理

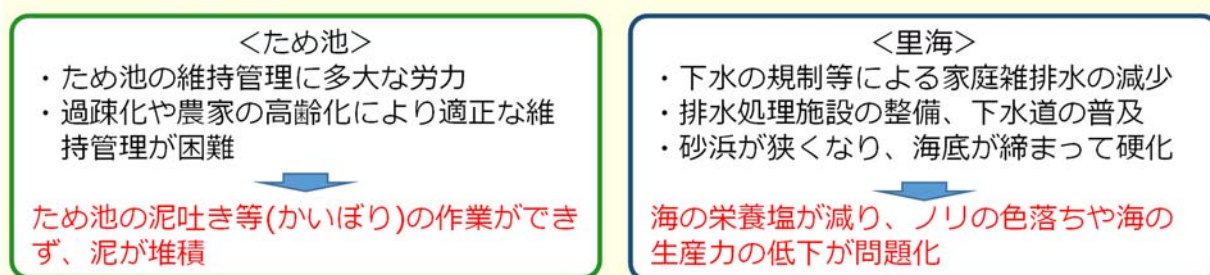
ため池の適切な保全管理により、災害の未然防止を図ることが重要です。このため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度を活用し、地域住民も参画した地域ぐるみの保全管理を実施することが有効です。

また、池干し（ため池の水を抜くこと）は池底に溜まった泥土を除去することによる水質改善効果に加え、堤体の浸食や底樋の老朽化状況など、普段目視できない箇所を点検することができ、適正な維持管理につながります。

### 【兵庫県の事例：農業者と漁業者の協働活動】

- ため池に溜まった山の栄養分（腐葉土）を海へ供給することにつながるため、農業者と漁業者の協働活動として「ため池のかいぼり活動」を継続的に実施しています。
- 泥土の除去に加え、農業者と漁業者等地域間の連携が図られることで、継続的な活動につながっています。

#### ＜ため池・里海が抱える問題＞



#### ＜問題解決に向けた方策＞

ため池の適正な維持管理（かいぼり活動）

##### 農業者と漁業者の協働活動

##### ＜協働交流＞

漁業者がため池に出向き、農業者と作業実施

##### ＜情報交流＞

農業者と漁業者が情報交換

ため池に溜まった山の栄養分（腐葉土）を海へ供給



（ため池里海交流保全活動パンフレット（兵庫県）より引用）



## 第4章

## 非常時の対応

### ポイント

- ・豪雨や地震等による災害に備えて、情報連絡体制を整備する
- ・現地で行動する際は、安全確保のため、必ず2人以上で行動する

### 4.1 緊急体制の整備

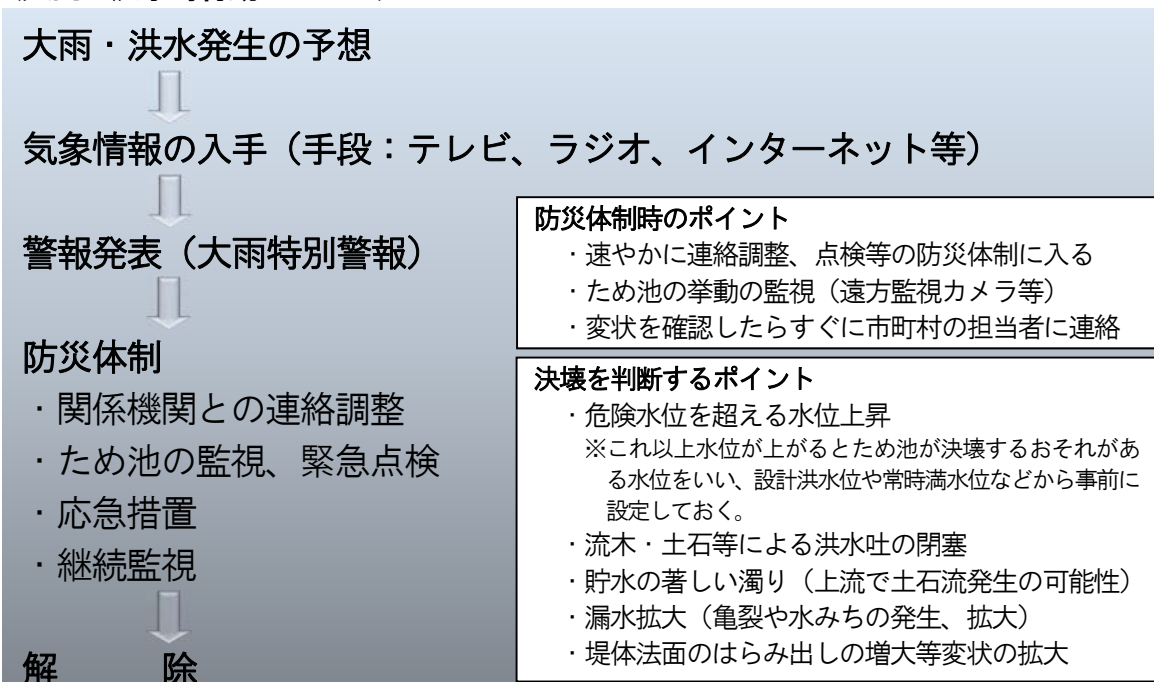
〔解説〕豪雨や地震等による災害の可能性が予測される場合は、ため池の防災の観点から、監視や緊急点検等の対応に加え、円滑に関係機関と連絡できる体制が必要です。このため、日ごろから非常時の人員や必要資材を確保するとともに、市町村の担当者（農林、災害）と相談し、緊急時の連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス等）を整理しておくなどの体制を整えてください。

以下、防災体制と大雨・洪水時行動の例を示します。

#### （防災体制の例）

| 関係者 | （ため池関係者）<br>ため池管理者    | （市町村）<br>担当課担当者 | （都道府県）<br>担当課担当者 | （地域）<br>関係集落<br>消防団等 |
|-----|-----------------------|-----------------|------------------|----------------------|
| 役割  | 日常管理                  | 相談・診断           | 指導・診断            |                      |
|     | 非常時管理<br>・監視<br>・緊急点検 | 緊急体制            | 緊急体制             | 避難準備、<br>支援          |

#### （大雨・洪水時行動のフロー）



## 4.2 大雨・洪水時や地震時の対応ポイント

### 4.2.1 事前放流、低水位管理の実施

#### 👉 ポイント

- ・ 降雨前に事前放流等により水位を下げておくことで、ため池の空き容量（流入する洪水を貯留する容量）を確保する
- ・ 空き容量の確保だけではなく、ため池の決壊を防止する効果も期待できる

〔解説〕 降雨予測等を基に、ため池の貯留水を事前に放流し水位を下げておくことで、雨水を一時的に貯留する容量が確保されることから、下流の浸水被害を軽減させることができ、併せてため池の決壊を防止する効果も期待できます。水を使わない時期に予め水位を下げておくことも同様の効果が得られます。

なお、長期間、低水位管理を継続していると、草の根が堤体深くまで伸びたり、動物が穴を開けたりして、堤体の遮水性が低下する可能性があります。豪雨の危険がない時期に、年に一度は満水位まで水位を上昇させるようにしましょう。

また、農業用水の利用に支障が出ないよう、事前放流量や水位を下げておく時期などについては、地域の水利実態や降雨量を踏まえながら、市町村の担当者や管理者、農家の方が事前に相談し決めておくことが必要です。

#### ① 降雨前の事前放流による低水位管理

降雨予測等を基にため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保する手法です。放流は以下の方法があります。

- （ア）事前放流施設の操作による放流（洪水吐スリット、放流のために設置されたため池栓、放流管等）
- （イ）取水施設の操作による放流

#### ② 期別毎の低水位管理

降雨前に水位を下げておく即時的な管理ではなく、期別毎に水位を設定して管理する手法です。具体的な例としては以下の方法があります。

- （ア）非かんがい期は、常時完全落水する又は低水位による管理
- （イ）かんがい期は必要水量から期別の水位設定を行い、空き容量を確保

#### ③ 留意事項

ため池の貯水位を急に上げたり下げたりすると、堤体への水の浸透によって壊れたり、法面がすべったりすることがあります。長期にわたり落水させていた場合は、一気に満水まで貯めずに漏水等を確認しながら徐々に貯水するようにし、水位を下げるときは、緊急放流の場合を除き、斜樋を上から順に開けていくなど、徐々に下げるようにしましょう。

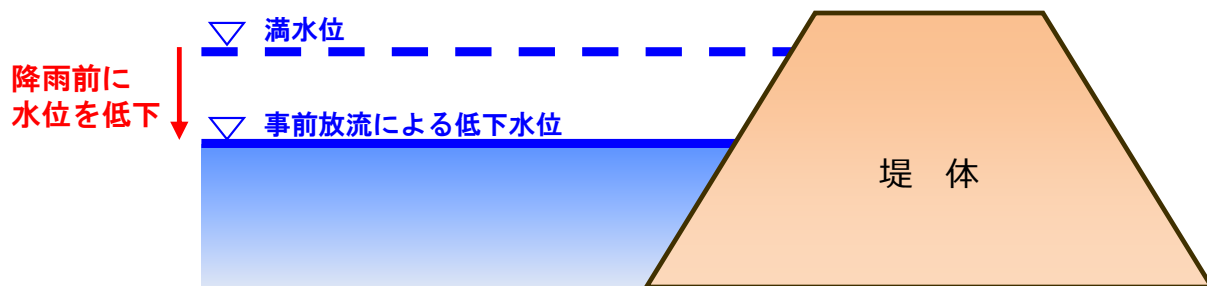


図 11：事前放流イメージ図

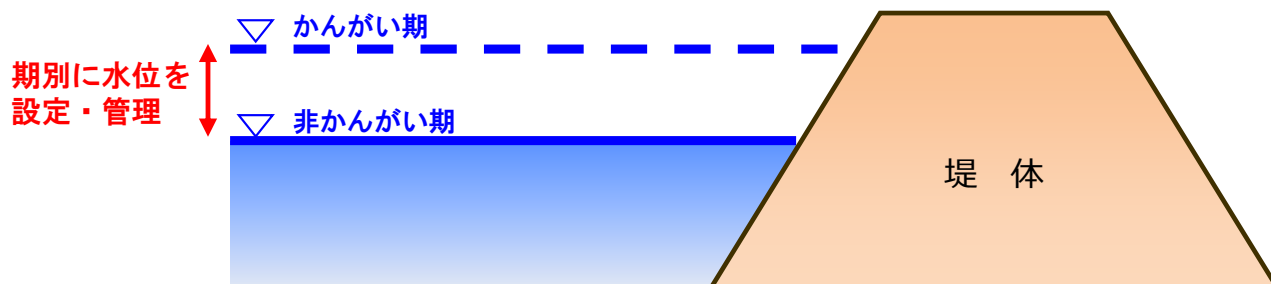


図 12：低水位管理イメージ図

※ため池の洪水調節機能強化対策の手引き（H30.5 農林水産省農村振興局防災課）

## 4.2.2 大雨・洪水時

### 👉 ポイント

- ・大雨や局地的豪雨が予想される場合は、十分に注意しながらため池の監視を行い、危険水位に達するおそれがある場合は、速やかに市町村の担当者や関係集落に連絡する

〔解説〕 天気予報により大雨や局地的豪雨が予想される場合は、関連情報に注意し、気象台の注意報・警報の発表に合わせて防災体制に入り、安全を第一にし、十分に身の安全に注意しながらため池の監視を行います。ため池の水位が危険水位に達することが予想される場合は、速やかに市町村の担当者や関係集落に連絡してください。

- ① 大雨・洪水や局地的な豪雨の時は、身の安全を確保しつつ、ため池で以下の作業を行います。なお、豪雨時に近づくのは危険と判断されるため池については、カメラや水位計等を設置し、遠方で監視することも安全確保の点からも有効です。
  - ・ 水位の上昇量を一定の時間おきに調査（予め15分毎などと決めておく。）。
  - ・ 流入水に注意。浮遊物に樹木が混ざったり、流入水が急激に濁ったりした場合は、流域に山崩れや土石流の発生のおそれがあるので水位上昇に注意。
  - ・ 洪水が溢れて堤体を越流していないかを確認。
  - ・ 流域の状況に注意。特に、山崩れの起こりやすい場所は要注意。
  - ・ その他急変の場合は、早急に市町村の担当者へ連絡。
- ② 水位が危険水位に達することが予想される場合、その他急変の場合は、速やかに市町村の担当者、関係集落、消防団等に急報するとともに、浸水が想定される区域の住民に避難の準備をさせてください。なお、気象情報や流入水の状況などから、危険水位以上に水位上昇し、決壊のおそれがあると判断された場合は、市町村の担当者へその旨を伝達して緊急放流などの応急対応を検討してください（市町村は避難勧告等を検討します。）。
- ③ 豪雨が止み、洪水の流入量が減少、又はため池の水位が低下した後も監視者は待機して観測を継続し、堤体などの安全が確認された後に体制を解除してください。

※危険水位とは、これ以上水位が上がるとため池が決壊するおそれがある水位をいい、設計洪水水位や常時満水位などから事前に設定しておく。



#### 4.2.3 地震時（地震発生後）

##### ポイント

- ・ 震度4以上の地震があった場合は、十分に身の安全に注意しながらため池の点検を行い、点検結果を速やかに市町村の担当者や関係集落に連絡する

〔解説〕ため池の所在地で気象台における震度4以上の地震があった場合は、堤高15m以上の防災重点ため池に対して速やかに目視により外観を点検して、その結果を直ちに市町村の担当者へ連絡してください。異常が無い場合も、報告を行ってください。震度5弱以上の場合は、全ての防災重点ため池に対して同様に対応してください。

##### ① 緊急点検（24時間以内、速やかに）

緊急点検を実施し、

- ・ 堤体全体（亀裂、崩壊、段差等）
- ・ 堤体や洪水吐（漏水、亀裂、崩壊、段差等）
- ・ 洪水吐の障害物
- ・ 周辺地山の段差、亀裂
- ・ 流域の地山の崩壊、地すべり等

について、確認を行ってください。

##### ② 被害の発見

ため池の堤体に亀裂、漏水等の被害が確認された場合は、速やかに市町村の担当者、関係集落、消防団等に急報するとともに、浸水が想定される区域の住民に避難の準備をさせてください。なお、気象情報や流入水の状況などから危険水位以上に水位上昇し、決壊のおそれのあると判断された場合は、市町村の担当者へその旨を伝達して緊急放流などの応急対応を検討してください（市町村は避難勧告等を検討します。）。

##### ③ 継続点検（1週間を目安）

比較的強い地震の場合は、発生直後に被害が認められなくても、一定期間を経過した後被害が発生することがあります。このため、1週間を目安に緊急点検と同様の目視による点検を行い、異常があれば、市町村の担当者へ連絡してください。

## 4.2.4 応急措置

### ポイント

- ・大雨・洪水時又は地震時における監視あるいは緊急点検により決壊が予想される場合は、下流域の安全確保のために管理者で可能な応急措置を行う

〔解説〕大雨・洪水時又は地震時におけるため池の監視あるいは緊急点検で、堤体の著しい変状等により決壊が予想される場合は、速やかに市町村の担当者へ連絡を入れるとともに、下流域の安全を確保するため、管理者は可能な応急措置を講じてください。

なお、応急措置を講じる場合には、十分な安全確保ができることを確認し、安全が確保できない場合にはため池には近づかないでください。

#### ① 緊急放流

ため池の堤体に豪雨や地震によるすべり、亀裂、漏水等の異常が発生した場合、管理者は二次災害を防止するために緊急放流を行い、安全な水位まで下げてください。この時、水位急降下による堤体上流法面のすべりや下流水路が溢れるおそれがありますので、放流量に注意してください。

緊急放流を行う場合は、下流住民及び市町村の担当者等の関係機関と十分に連絡調整を行います。

#### ② 応急対策

ため池堤体の法面にすべり、沈下、亀裂、陥没、崩れ、はらみだし、漏水等の変状が確認された場合は、市町村、関係集落や防災組織へ速やかに連絡します。

管理者は、市町村、消防団等と連携し、土のう、シート、むしろ、カマス、縄、杭等あらかじめ用意した応急資材を持ち現地に急行し、シートかけ、土のう積みなど被害拡大を防止するための応急対策を実施してください。なお、ため池が越水しそうな場合や堤体が崩れている場合は、堤体の下流側から近づくことは絶対に避けてください。

※水位低下に相当の日数がかかる場合や取水施設が破損している場合は、お近くの農政局や市町村等にご相談ください。農政局には貸し出しが可能な排水ポンプもあります。

## 4.2.5 ため池防災支援システムの活用

### ポイント

- ・ため池防災支援システムにより、ため池の決壊危険度をリアルタイムに予測し、予測情報を関係者間で迅速に伝達・共有することが可能
- ・スマートフォンやタブレットなどの端末を用いて、ため池管理者が現地で被災状況や被災写真をアップロードすることで、関係者がため池決壊の有無や被災状況を即座に情報共有することが可能

〔解説〕 ため池防災支援システムは、豪雨・地震時のため池決壊危険度を予測し、予測結果がシステム上で地図表示されます。また、スマートフォンやタブレットなどの端末を使用すれば、災害発生の通知や緊急点検時に現地で被災状況を入力したり、被災写真をアップロードしたりすることができ、被災状況を即座に情報共有されることから、これまでの調査票の入力を省力化することができます。

このように、本システムを活用して情報共有の迅速化、応急措置の早期着手により、被害の最小化を図ることが期待されます。

市町村の担当者は「ため池防災支援システム」のメインシステム、ため池管理者は「ため池管理アプリ」を使用してください。

なお、ため池管理アプリを使用する場合には手続きが必要です。市町村の担当者へ問い合わせてください。また、操作方法などについては、農研機構のホームページで確認してください。

ため池防災支援システム 農研機構

検索

【ため池管理アプリ（MEAP）イメージ】



図13：スマートフォン、タブレット等を用いた被害報告イメージ

### ポイント

- ・ 日常点検作業で確認する具体的なポイントを整理
- ・ 点検前に基本情報の整理、改修履歴等を確認する

### 5.1 はじめに

このチェックシートは、ため池の日常点検作業の中で確認する際の具体的なポイントを整理したものです。

市町村の担当者等への報告には5.4の様式を使用ください。

点検の前に、ため池の基本情報を整理し、特に、過去に実施した改修資料を調査し、堤体、洪水吐及び取水施設の改修履歴を確認してください。改修箇所との境界は変状（劣化）に対する弱部となる可能性がありますので、改修箇所があれば、点検の際には改修箇所の境界部分に変状がないか注意深く点検してください。

点検は、目視を基本として行います。水中にある斜樋やゲートなどの目視確認が難しい構造物の場合は、ため池の落水時期に点検するなど可能な範囲で対応してください。

ここに示すような項目の変状が、新たに確認された場合には、市町村の担当者に相談してください。

また、このチェックシートに載っていないくても、安全上問題と思われる現象がみられた場合は市町村の担当者に相談してください。

実際の点検の際には、次ページ以降をコピーしてご利用ください。

○なお、変状が確認された箇所には、変状箇所の大きさの測定や写真撮影を行うなど、記録として残してください。次回以降も継続して点検を行い、経年や貯水の変動による状態変化を確認しましょう。



## 5.2 ため池の基本情報

作成年月日：(西暦) 年 月 日

|                                                                 |                          |                                                                                 |  |                        |                          |                        |  |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------|--------------------------|------------------------|--|
| 施設名称                                                            |                          |                                                                                 |  |                        |                          |                        |  |
| 施設管理者名                                                          |                          |                                                                                 |  |                        |                          |                        |  |
| 施設所在地<br>(都道府県・市郡(町村)・地先)                                       |                          |                                                                                 |  |                        |                          |                        |  |
| 目的(該当記号に○)                                                      |                          | A : かんがい、D : 防災、F : 治水、W : 上水道、I : 工業用水、<br>P : 発電、S : 消流雪、R : レクリエーション、O : その他 |  |                        |                          |                        |  |
| 施設諸元                                                            | 堤体                       | 堤高(m)                                                                           |  | 上流法面勾配                 |                          | 総貯水量(千m <sup>3</sup> ) |  |
|                                                                 |                          | 天端幅(m)                                                                          |  | 下流法面勾配                 |                          | 受益戸数                   |  |
|                                                                 |                          | 堤頂長(m)                                                                          |  | 集水面積(km <sup>2</sup> ) |                          | 受益面積(ha)               |  |
|                                                                 | 洪水吐                      | 構造型式                                                                            |  | 取水<br>施設               | 構造型式                     |                        |  |
|                                                                 |                          | 設計流量(m <sup>3</sup> /s)                                                         |  |                        | 設計取水量(m <sup>3</sup> /s) |                        |  |
|                                                                 | 底樋                       | 直径φ(m)又は縦<br>×横寸法(m)                                                            |  | 常時満水位<br>水深(m)         |                          | 堤体築堤完了年度<br>(西暦)       |  |
|                                                                 |                          | 材質                                                                              |  | 設計洪水位<br>水深(m)         |                          |                        |  |
|                                                                 |                          |                                                                                 |  |                        |                          |                        |  |
|                                                                 | 点検状況                     | 点検の状況(該当するものに○印をつける)                                                            |  |                        |                          |                        |  |
| 1. 管理者常駐(管理棟) / 2. 定期的に巡回(頻度 ) /<br>3. 不定期に巡回(1年に 回程度) / 4. その他 |                          |                                                                                 |  |                        |                          |                        |  |
| 堤体及び付<br>帯施設の改<br>修・補修歴                                         | 堤体及び付帯施設の改修・補修歴(新しい順に記載) |                                                                                 |  |                        |                          |                        |  |
|                                                                 | 改修完了年(西暦)                | 改修箇所及び数量                                                                        |  |                        |                          |                        |  |
|                                                                 |                          |                                                                                 |  |                        |                          |                        |  |
|                                                                 |                          |                                                                                 |  |                        |                          |                        |  |
|                                                                 |                          |                                                                                 |  |                        |                          |                        |  |
| 周辺の開発<br>状況                                                     | 開発の有無                    | ため池への影響(貯水位の上昇速度が早まったなど)<br>※ 新しい順に記載                                           |  |                        |                          |                        |  |
|                                                                 |                          |                                                                                 |  |                        |                          |                        |  |

## 5.3 各施設のチェックポイント

### (1) 堤 体

<点検位置図>

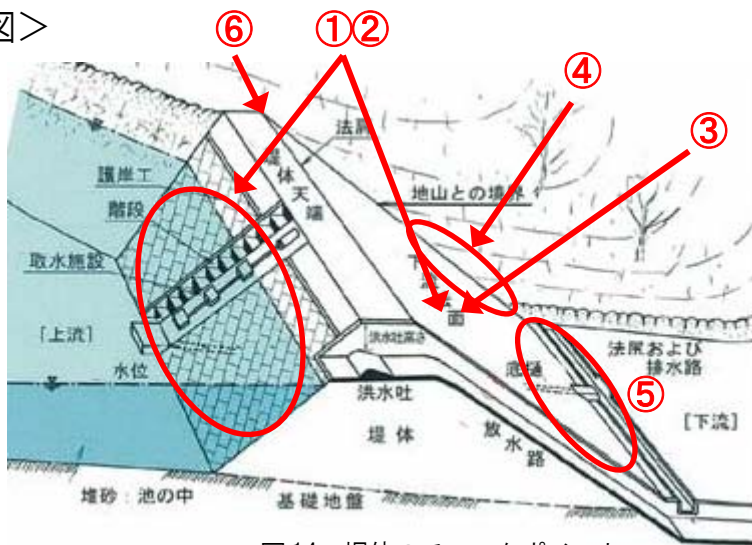


図14：堤体のチェックポイント

| No. | 変 状                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①   | <div data-bbox="239 940 798 1321"> <p>写真 16：堤体上流法面の陥没</p> </div> <div data-bbox="829 940 1388 1321"> <p>写真 17：堤体下流法面の亀裂</p> </div> <p>堤体法面に「陥没」や「亀裂」、「はらみ出し」が生じている箇所がある。</p> <div data-bbox="1058 1400 1393 1456"> <div>チェック欄</div> <div></div> </div>       |
| ②   | <div data-bbox="239 1512 766 1892"> <p>写真 18：堤体法面張ブロックの損傷</p> </div> <div data-bbox="821 1512 1348 1892"> <p>写真 19：堤体法面の浸食</p> </div> <p>堤体上流法面のリップラップ材、張石、張ブロックなどに損傷や浸食箇所がある。</p> <div data-bbox="1058 1960 1393 2027"> <div>チェック欄</div> <div></div> </div> |

③

写真 20：堤体下流法面での植生変化



写真 21：堤体下流法面でのコケの繁茂



堤体の下流法面に湿潤な土壌を好む「シダ」「フキ」「コケ」類の繁茂等、植生の変化が見られる。

チェック欄

④

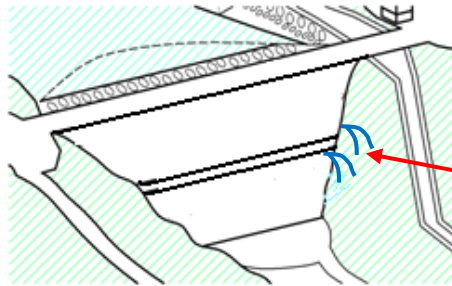


図 15：堤体と地山の境界付近からの湧水

堤体と地山の境界付近から湧水が見られる。

チェック欄

⑤

写真 22：堤体法尻からの漏水

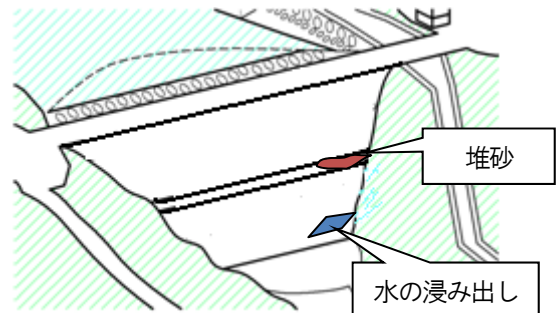


図 16：小段承水路の堆砂、堤体下流法面からの水の浸み出し

堤体の下流法面や小段の承水路部で水の浸み出しや漏水、堆砂が見られる。  
法先ドレーン（積みブロックなど）に「はらみ出し」などの変状や濁った漏水又は集中した漏水が見られる。

チェック欄

⑥

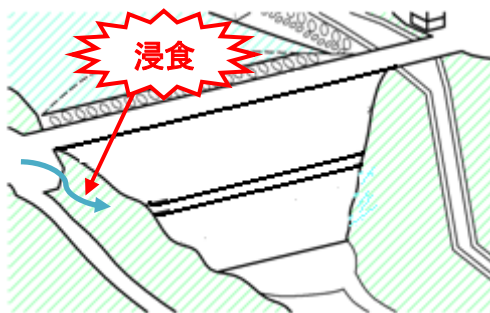


図 17：接続道路からの排水による堤体の浸食

接続道路からの排水による堤体の浸食が見られる。

チェック欄

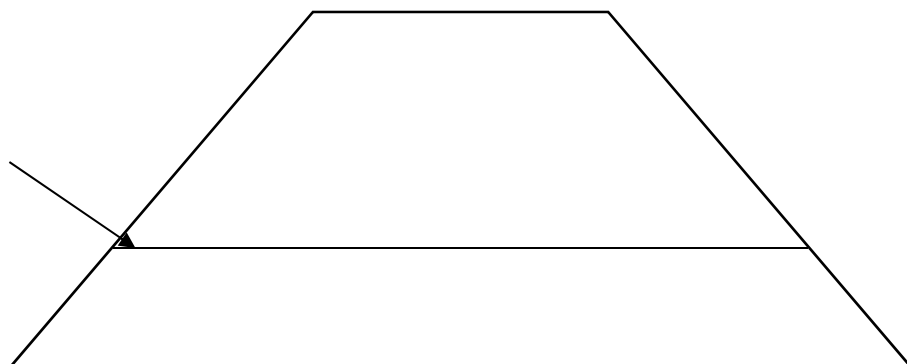
堤体法面の変状の記録（スケッチ）

（西暦） 年 月 日調査

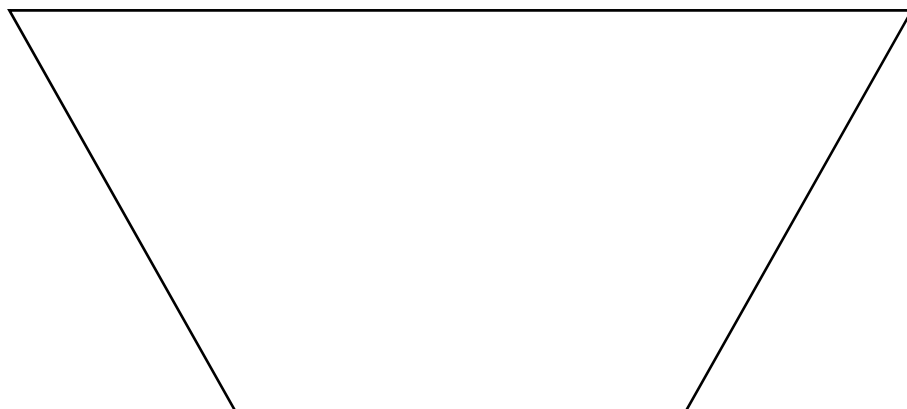
貯水位 \_\_\_\_\_ m

上流（貯水池）側

常時満水位



堤体天端



下流側

※図に変状箇所をスケッチし、変状箇所に番号を付し、その大きさと状況を記載する。



堤体法面の変状の記録（写真）

（西暦） 年 月 日調査

※変状箇所の写真を貼付する。

## (2) 洪水吐

<点検位置図>

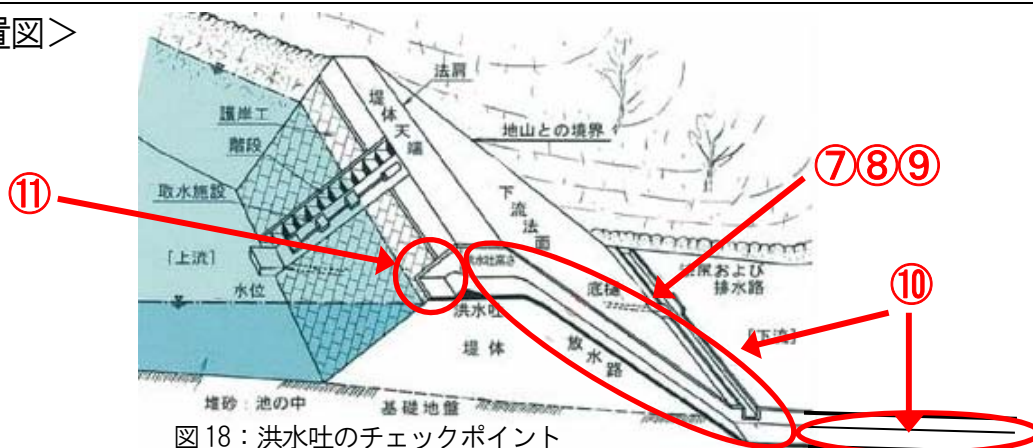


図 18：洪水吐のチェックポイント

| No. | 変 状                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦   | <div data-bbox="236 779 769 1133">  <p>写真 23：水路側壁 クラックからの漏水</p> </div> <div data-bbox="826 757 1359 1133">  <p>写真 24：部材の損傷・鉄筋の露出</p> </div> <div data-bbox="236 1178 1417 1272"> <p>水路コンクリート表面のひび割れから漏水が見られる。<br/>また、鉄筋がむき出しになっている箇所がある。</p> <div data-bbox="1123 1223 1417 1272"> <div>チェック欄</div> <div></div> </div> </div> |
| ⑧   | <div data-bbox="236 1335 769 1738">  <p>写真 25：水路側壁のたわみ</p> </div> <div data-bbox="826 1335 1359 1738">  <p>写真 26：継目のずれによる側壁部の損傷</p> </div> <div data-bbox="236 1760 1417 1863"> <p>水路壁の天端のはらみだし、また水路内側へのたわみが見られる。</p> <div data-bbox="1123 1805 1417 1863"> <div>チェック欄</div> <div></div> </div> </div>                      |

⑨



写真 27：水路底版の損傷



写真 28：水路底版のすりへり

水路の底版や側壁に激しいすりへりや損傷が見られる。

チェック欄

⑩



写真 29：雑草の繁茂



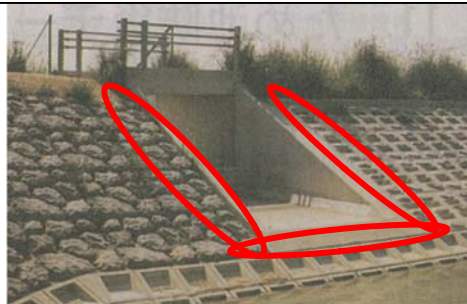
写真 30：流木、障害物の設置

洪水吐内又はその下流水路に植物の繁茂や流木、障害物が見られる。

チェック欄

⑪

写真 31：コンクリートと堤体の境界に隙間



コンクリート（洪水吐）と堤体の境界に隙間が見られる。

チェック欄



### (3) 観測施設

<点検位置図>

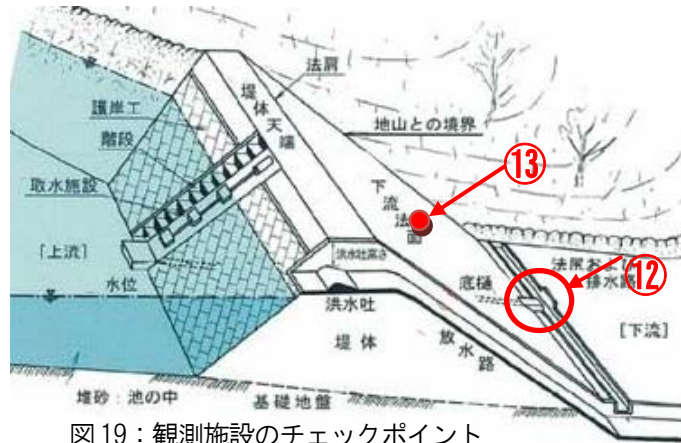


図 19：観測施設のチェックポイント

| No. | 変 状                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑫   | <div data-bbox="261 828 713 1173"> <p>写真 32：漏水量計測施設<br/>(三角堰)</p> </div> <div data-bbox="836 768 1410 1155"> </div> <p>図 20：漏水の濁り</p> <p>雨も降らないのに漏水量が最近になって急増した。／漏水に濁りが生じてきた。</p> <div data-bbox="1123 1249 1418 1303"> <div>チェック欄</div> <div></div> </div>                                                                                               |
| ⑬   | <div data-bbox="309 1420 971 1711"> </div> <div data-bbox="1011 1364 1490 1733"> <p>相関図</p> </div> <p>図 21：堤体内水位上昇傾向のイメージ</p> <p>※堤体内に浸透している水位を観測孔などにより計測している場合は、貯水位と地下水位の関係を相関図に整理し、傾向を点検する（貯水位に対する堤体内の水位が従前より高くなった場合は遮水性に異常がある場合がある。）。</p> <p>堤体内水位の計測値がこれまでの傾向と異なる値を示した。</p> <div data-bbox="1123 1948 1418 2002"> <div>チェック欄</div> <div></div> </div> |



#### (4) 取水施設

＜点検位置図＞

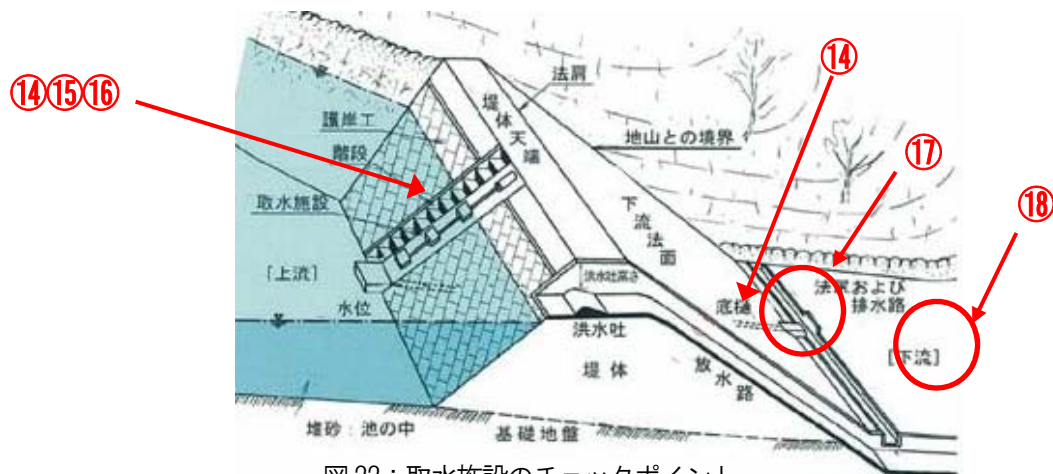


図 22：取水施設のチェックポイント

| No.   | 変 状                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |  |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|
| ⑭     | <div> <div>写真 33：斜樋の変形・損傷</div>  </div> <div> <div>写真 34：底樋底板・側壁への貝類の付着</div>  </div> <div> <p>斜樋が損傷している。底樋が破損したり通水阻害を生じたりしている。</p> <table border="1"> <tr> <td>チェック欄</td> <td></td> </tr> </table> </div> | チェック欄 |  |
| チェック欄 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |  |
| ⑮     | <div> <div>写真 35：斜樋側面堤体土の流亡</div>  </div> <div> <div>写真 36：斜樋と堤体境界での隙間</div>  </div> <div> <p>コンクリート（斜樋）と堤体の境界に隙間が見られる。</p> <table border="1"> <tr> <td>チェック欄</td> <td></td> </tr> </table> </div>         | チェック欄 |  |
| チェック欄 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |  |

写真 37：ゲート周りの漏水



写真 38：取水部周辺の土砂やゴミの堆積



ゲート周りに漏水が生じたり、周辺に土砂やゴミが堆積したりしている。

チェック欄

写真 39：泥水の流出



底樋内への人の進入が可能であれば、安全に留意しつつ、底樋内の泥水流出箇所を特定する。

取水ゲートを全閉にしているにもかかわらず底樋出口から泥水が出ている。

チェック欄

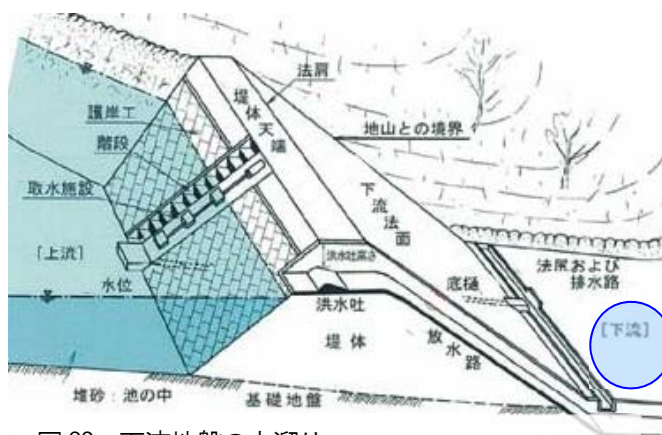


図 23：下流地盤の水溜り

下流地盤において、湿地や水溜りが見られる。

チェック欄



## (5) ため池内・堤体周辺の斜面と法面

<点検位置図>

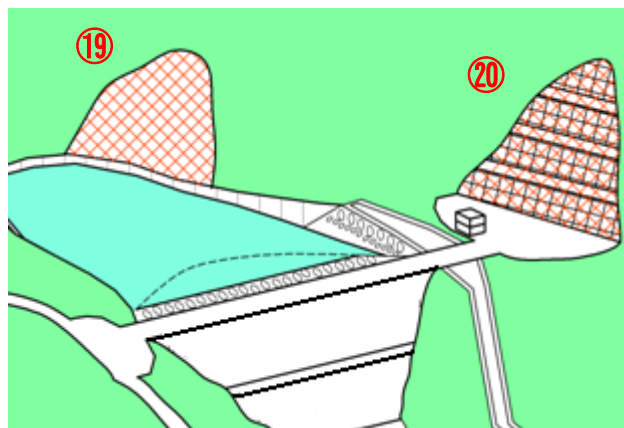


図 24：貯水池内・堤体周辺法面のチェックポイント

### 変 状

①⑨



写真 40：ため池斜面の崩落

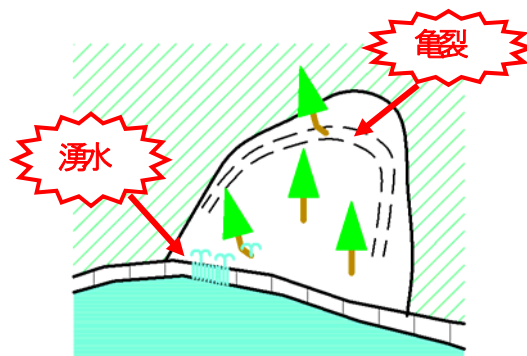


図 25：ため池法面からの湧水・亀裂

ため池内で大規模な斜面の崩壊、連続した亀裂や湧水が発生している箇所がある。

チェック欄

②⑩

写真 41：堤体付近の法面（崩壊後）

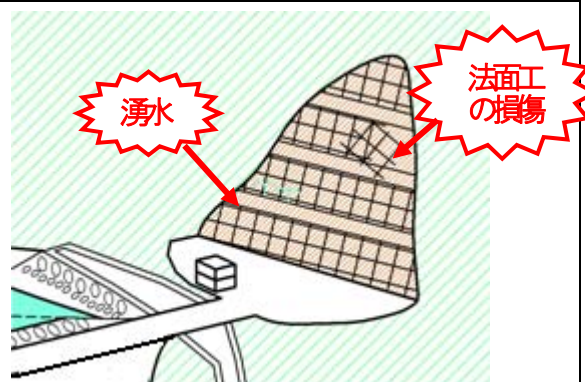


図 26：堤体近接法面工の損傷・湧水

堤体に近接した法面で、連続した亀裂や湧水が発生している箇所がある。

チェック欄

## 5.4 ため池の点検記録送信様式

※このページをコピーしてご利用下さい。

送信日：(西暦) 年 月 日

|     |                |     |                |
|-----|----------------|-----|----------------|
| 送信先 | 様              | 送信元 | 氏名             |
| 連絡先 | TEL :<br>FAX : | 連絡先 | TEL :<br>FAX : |

### 【用件】 < ため池の変状に関する報告 >

本ため池について点検の結果、以下の変状を確認しましたので報告します。

|              |                                                                                            |       |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 観測日： 年 月 日   | 天候：                                                                                        | 記録者名： |
| ため池水位（水深）： m | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">該当する箇所には○</div> |       |

| 変状の箇所と内容        |                                                   | チェック欄 |
|-----------------|---------------------------------------------------|-------|
| 堤 体             | ① 堤体法面に「陥没」や「亀裂」、「はらみ出し」が生じている箇所がある。              |       |
|                 | ② 堤体法面のリップラップ材、張石、積みブロックなどに損傷や浸食箇所がある。            |       |
|                 | ③ 堤体の下流法面に湿潤土壌を好む「タ」 「フ」 「カ」 類の繁茂等、植生の変化が見られる。    |       |
|                 | ④ 堤体の“へり”の部分から湧水が見られる。                            |       |
|                 | ⑤ 堤体の下流法面や小段の承水路で水のしみ出しや湧水、堆砂が見られる。               |       |
|                 | ⑥ 接続道路からの排水による堤体の浸食が見られる。                         |       |
| 洪水吐             | ⑦ 水路コンクリート表面のひび割れから湧水が見られる。また、鉄筋がむき出しになっている箇所がある。 |       |
|                 | ⑧ 水路壁の天端のはらみだし、また水路内側へのたわみが見られる。                  |       |
|                 | ⑨ 水路の底版や側壁に激しいすりへりや損傷が見られる。                       |       |
|                 | ⑩ 洪水吐内又はその下流水路に植物の繁茂が見られる。※                       |       |
|                 | ⑪ コンクリート（洪水吐）と堤体の境界に隙間が見られる。                      |       |
| 観測施設            | ⑫ 雨も降らないのに漏水量が最近になって急増した／漏水に濁りが生じてきた。             |       |
|                 | ⑬ 堤体内水位の計測値がこれまでの傾向と異なる値を示した。                     |       |
| 取水施設            | ⑭ 斜樋が損傷している。底樋が破損したり通水阻害を生じたりしている。※               |       |
|                 | ⑮ コンクリート（斜樋）と堤体の境界に隙間が見られる。                       |       |
|                 | ⑯ ゲート周りに漏水が生じたり、周辺に土砂やゴミが堆積したりしている。※              |       |
|                 | ⑰ 取水ゲート全閉にもかかわらず底樋出口から泥水が出ている。                    |       |
|                 | ⑱ 下流地盤において、湿地や水溜りが見られる。                           |       |
| ため池内・堤体周辺の斜面と法面 | ⑲ ため池内で大規模な斜面の崩壊や連続した亀裂・湧水が発生している箇所がある。           |       |
|                 | ⑳ 堤体に近接した法面で、連続した亀裂・湧水が発生している箇所がある。               |       |
| その他<br>特記事項     |                                                   |       |

上記の「※」がついている項目が確認された場合、速やかに流木や枯れ枝、植物やゴミ等を除去して下さい。



## 【参 考】

### 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。

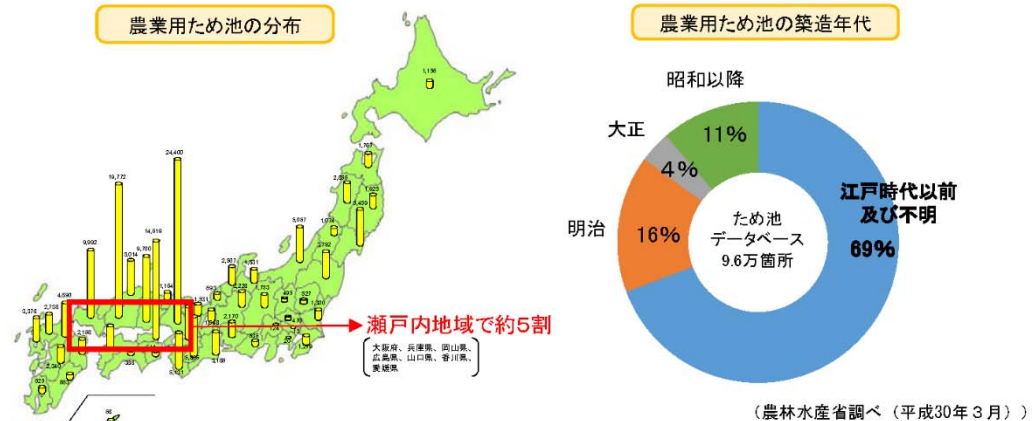


農林水産省農村振興局  
令和元年6月

## 法律制定の背景

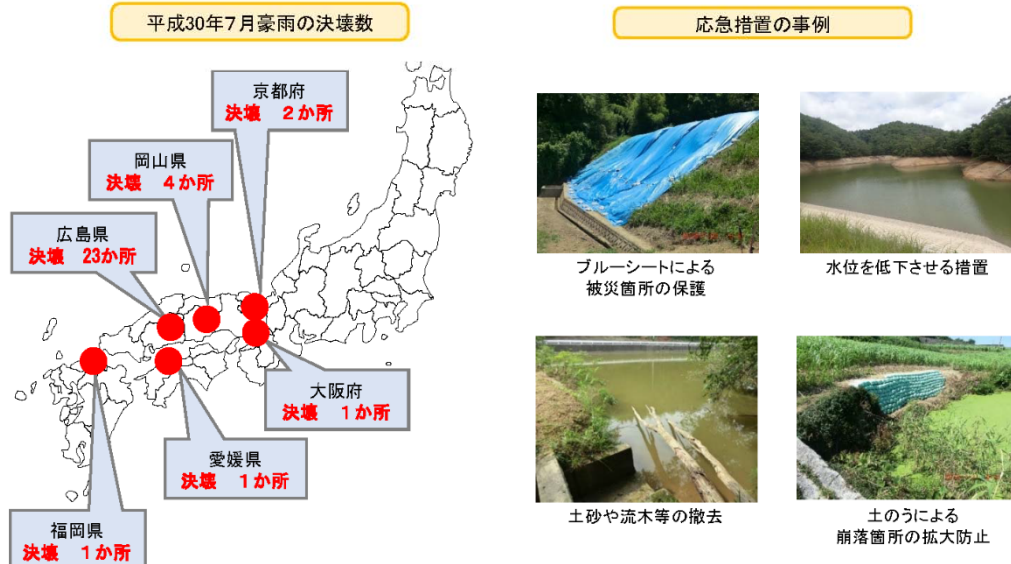
### 農業用ため池の現状

- ◆ 農業用ため池は、水田農業を主体とする我が国において、全国に約17万箇所あるといわれており、降水量が少なく、大きな河川に恵まれない西日本、特に瀬戸内地域で全国の約5割が分布。
- ◆ 江戸時代以前に築造された施設や築造時期が明らかでない古い施設が多いことから、施設の老朽化が進行し、権利関係も複雑化。



### 平成30年7月豪雨と全国ため池緊急点検の実施

- ◆ 平成30年7月に全国各地を襲った豪雨災害では、西日本を中心に農地やため池等の農業水利施設に甚大な被害が発生。
- ◆ 決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある88,133か所を対象に全国ため池緊急点検を実施し、応急措置が必要と判断された1,540か所について貯水位の低下等の措置を徹底。



## 農業用ため池を巡る課題

### (1) 農業用ため池の把握

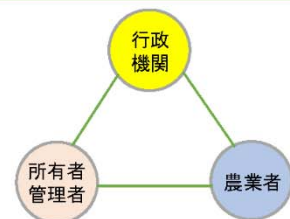
- ◆ 全国に約17万箇所あるといわれている農業用ため池のうち、「ため池データベース」に、所在地、所有者・管理者、諸元・構造等の情報が整備されているものは、受益面積0.5ha以上のため池9.6万箇所。
- ◆ 全国ため池緊急点検では、現地に迅速に到達できない事例や、データベースに記載されていても既に廃止や荒廃している事例が存在。

荒廃した農業用ため池



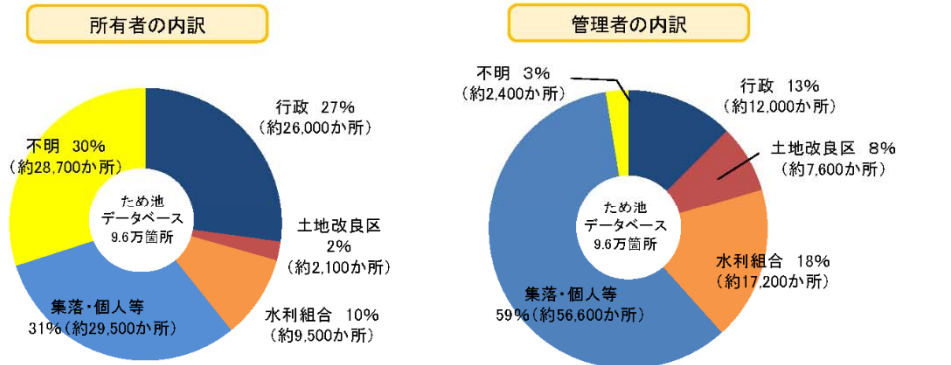
### (2) 防災重点ため池についての関係者の役割の明確化

- ◆ 防災重点ため池について、行政機関(国、都道府県及び市町村)の役割分担が不明確。
- ◆ 所有者、管理者、農業用水を利用する農業者それぞれの責務が曖昧。



### (3) 権利関係が不明確なため池の保管理体制の強化

- ◆ 所有者や利用者の世代交代が進み、施設の権利関係が不明確かつ複雑化。
- ◆ 離農や高齢化によって、利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適切に行われなくなることが懸念。



※ため池データベースの所有者・管理者は、任意の聞き取りによるものであり、データベース未記入のものも含め「不明」として計上している。

(農林水産省調べ(平成30年3月))

### (4) 補強対策(統廃合含む)の着実な実施

- ◆ 都市化や作物転換が進む中で、利用されなくなったにもかかわらず、放置されている施設が存在。
- ◆ 権利関係が複雑化して所有者を特定できない場合や、工事内容について地元の合意形成が困難な場合は、防災上必要な補強対策や統廃合を行うことができない状況。

## 法律の概要

### 総則（第1条～第3条）

#### (1) 目的

- ◆ 本法律は、農業用ため池を適正に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的とする。

#### (2) 定義

##### 農業用ため池

- ◆ 農業用水の供給の用に供される貯水施設であって、堤体及び取水設備により構成される施設であること。  
ただし、堤高15m以上のダム（河川法第44条第1項に規定するダム及び貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づいて設置され、かつ、土地改良法等に基づく施設管理規程が整備されているもの）は本法律の対象に含めない。

##### 🔍チェック 農業用ため池の定義

専ら治水や他用途に利用されているため池は、農業用ため池に該当しません。

##### 管理者

- ◆ 農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者。  
（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）

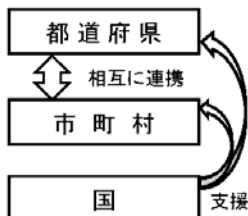
##### 防災工事

- ◆ 農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事で、農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。

##### 🔍チェック 防災工事の内容

- ①耐震対策：地震時における堤体の崩壊等に対応するための堤体の拡張等の補強工事
- ②豪雨対策：豪雨時における堤体の越流や浸透による破壊に対応するための洪水吐容量の拡大等の工事
- ③老朽化対策：施設老朽化による堤体の破壊等に対応するための浸食された堤体の改修や護岸の整備の工事
- ④廃止：農業用ため池を廃止するための堤体の除去や開削、貯水池の埋立て等の工事  
※堤体、取水設備、洪水吐などの修繕、堆積物のしゅんせつなどの管理行為は防災工事に含まれません。

#### (3) 責務



- ◆ 特定農業用ため池の指定（防災重点ため池の選定）、データベースの整備・管理、農業用ため池の整備等の技術支援
- ◆ 農業用ため池の管理状況の把握、周辺住民の避難対策等
- ◆ ため池防災支援システム等の開発や各種マニュアルの作成、情報提供等の広域的な見地からの調整

##### 🔍チェック 相互の連携

区域内の農業用ため池全体を所掌する都道府県と、地域防災に責任を有する市町村が農業用ため池に関する情報収集や実態調査等について、連携して取り組むことが重要です。



## 農業用ため池の届出・管理

(第4条～第6条及び附則第2条関係)

### (1) 農業用ため池の届出

- ◆ 農業用ため池の所有者は、農業用ため池を設置又は廃止したときは、遅滞なく都道府県に届出を行うことが必要(届出情報に変更があった場合も同様)。
- ◆ 施行日前に設置された農業用ため池(以下「既存農業用ため池」という。)については、施行日から6か月以内に所有者又は管理者が届出を行うことが必要。

#### 届出の対象となる農業用ため池

- ◆ 本法律により定義される農業用ため池のうち、国や地方公共団体が所有するものを除く農業用ため池が対象。

##### 🔍 チェック 利用されていないため池

現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出を行う必要があります。

#### 届出すべき者

- ◆ 農業用ため池の所有者。
- ◆ ただし、既存農業用ため池については所有者又は管理者。

##### 🔍 チェック 未届けの農業用ため池について

既存農業用ため池について届出が行われていないときは、都道府県は届出すべき者を特定して催告を行います。また、市町村は未届けの農業用ため池があることを知ったときは、その旨を都道府県に通知する必要があります。

#### 届出事項

- ◆ 届出は様式に従い、次の事項について記載。
  - ① 農業用ため池の名称、所在地
  - ② 農業用ため池の所有者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名
  - ③ 農業用ため池の管理者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名  
↳ 法人でない団体の場合はその代表者又は管理人
  - ④ 管理の権原の種類、内容  
↳ 権原の種類…委任、賃借、共同(入会)、その他(事務管理など)  
管理の内容…利水管理、草刈、軽微な修繕など
  - ⑤ 堤高、堤頂長、総貯水量

##### [添付資料]

届出書には、次の資料を添付。

- ① 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- ② 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)
- ③ その他参考となるべき書類(土地の登記事項証明書、位置図など)

##### 🔍 チェック その他参考となるべき書類

農業用ため池の把握に当たっては、最低限登記簿上の名義人までを確認することが望ましいため、届出者から土地の登記事項証明書の提出を受けるか、行政機関により登記名義人の確認を行う必要があります。

## 法律の概要

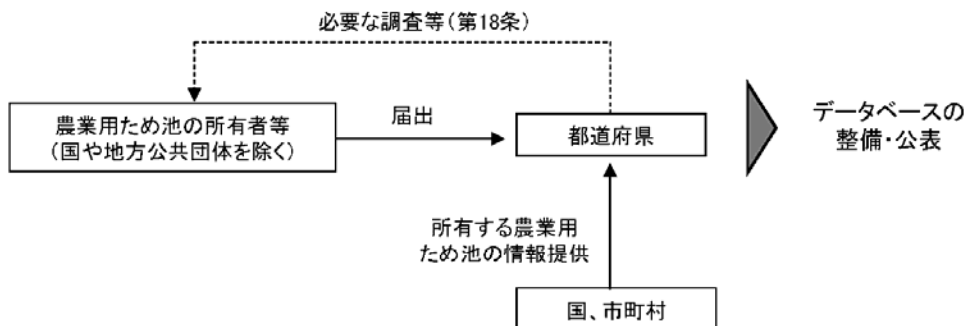
### (2) データベースの整備・公表

- ◆ 都道府県は、農業用ため池に関する情報をデータベースとして整備するとともに、名称や所在地等の情報をインターネット等で公表。
- ◆ 都道府県は、国や市町村に対して、農業用ため池に関する必要な情報の提供を求めることができる。

#### 🔍 チェック データベースに整備する農業用ため池の範囲

都道府県は、届出のあった農業用ため池に限らず、国や市町村が所有する農業用ため池も含めて、データベースの整備を行います。

#### データベースの整備・公表の流れ



#### 🔍 チェック 公表事項

- 公表事項は、次のとおりです。
- ・農業用ため池の名称及び所在地
  - ・農業用ため池の所有者等の名称（所有者等が自然人であるときはその旨を記載する）
  - ・農業用ため池の堤高、堤頂長、総貯水量
  - ・届出の年月日（届出が行われていない場合はその旨を記載する）
  - ・特定農業用ため池の指定の有無と指定された年月日
  - ・防災重点ため池の選定の有無

### (3) 農業用ため池の管理と勧告

- ◆ 農業用ため池の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）は、農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、農業用ため池の適正な管理に努める。
- ◆ 都道府県は、農業用ため池の所有者等が農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずる旨の勧告を行うことができる。

#### 🔍 チェック 管理上必要な措置を講じていない場合の考え方

農業用ため池の利用形態は様々であることから一概に定めることは難しいが、堤体の変形や漏水、堆積土砂による洪水吐きの通水断面の阻害などにより、農業用水の貯留機能が損なわれ、決壊等による水害のおそれが高まっている状態の場合、管理上必要な措置が講じられていないと判断することが適当と考えられます。

## 特定農業用ため池の指定等

(第7条、第8条及び第12条関係)

### (1) 特定農業用ため池の指定

- ◆ 都道府県は、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、市町村の意見を聴いた上で、「特定農業用ため池」に指定することができる。

#### チェック 防災重点ため池との関係

防災重点ため池の基準と同一ですが、国又は地方公共団体が所有する農業用ため池は、特定農業用ため池の指定が必要な施設に該当しません。

＜指定基準＞ ※防災重点ため池の基準

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m<sup>3</sup>以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m<sup>3</sup>以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。



- ◆ 市町村、農業用ため池の所有者、管理者、利水者又はその他の利害関係人は、特定農業用ため池に指定する必要があると思料する場合は、都道府県に申し出ることができる。
- ◆ 都道府県は、特定農業用ため池に指定した旨を公示。

### (2) 行為制限

- ◆ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、都道府県知事の許可等が必要。

→ 国や地方公共団体が行う場合は協議

#### チェック 許可が必要な行為

農業用ため池の堤体に直接行う行為や、堤体の構造と密接に関わっている部分を行う行為で堤体の安全性を確認する必要があるものは、許可の対象となります。

- 1) 堤体の掘削、切土、盛土、竹木の植栽
- 2) 水底の掘削
- 3) 岸の形状の変更
- 4) 取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止

#### チェック 許可が必要な行為に該当しないもの

次の場合には許可が必要な行為に該当しません。

- 1) 土地改良法に基づく土地改良事業
- 2) 防災工事として行う場合
- 3) 非常災害のため必要な応急措置
- 4) 修繕や堆積土砂のしゅんせつ等の管理に係る行為
- 5) 安全性の調査に係る行為(ボーリング等)
- 6) 河川法に基づく河川工事等(施行規則に定めのあるもの)



## 法律の概要

### (3) 住民への周知

- ◆ 市町村は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項について、印刷物その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知するよう努める。

#### 🔍 チェック ハザードマップの作成と周知

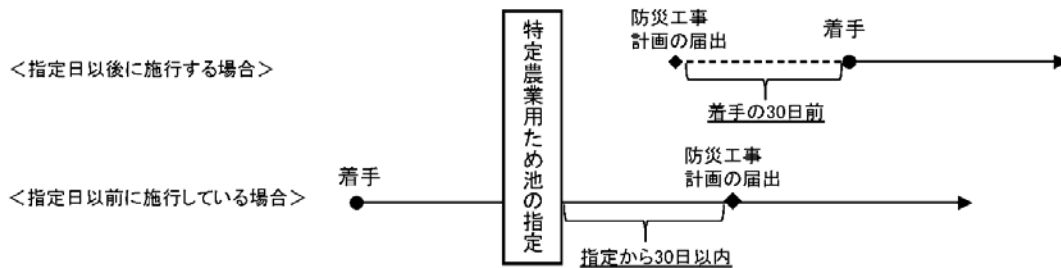
- ・ハザードマップを作成する場合は、地域住民を含めたワークショップを開催して、地域の意見を反映させるなど、防災意識の向上を図ることが大切です。
- ・印刷物の直接配布のほか、防災掲示板、広報誌やインターネットを利用して周知することが必要です。

## 特定農業用ため池の防災工事の施行（第9条～第11条関係）

### (1) 防災工事計画の届出

- ◆ 特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするときは、工事に着手する30日前までに都道府県への防災工事計画の届出が必要。
- ◆ 特定農業用ため池に指定された際に現に施行している場合は、指定日から30日以内に防災工事計画の届出が必要。

#### 防災工事計画の届出の期限



- ◆ 都道府県は、防災工事計画の内容が特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき、届出を受理した日から30日以内に計画の変更を命ずることができる。

#### 🔍 チェック 防災工事計画の内容

- ・防災工事の種類（耐震対策、豪雨対策、老朽化対策、廃止）
- ・防災工事の内容、施行方法（図面など必要な資料を添付）
- ・着手予定年月日、完了予定年月日



## (2) 防災工事の命令・代執行

- ◆ 都道府県は、第6条の勧告を受けたにもかかわらず正当な理由なく防災工事を施行しない特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限を定めて、防災工事の施行を命ずることができる。
- ◆ 都道府県は、上記の命令を受けた者が防災工事を施行しないとき、施行しても十分でないとき、施行する見込みがないとき、防災工事の勧告をすべき者を確知することができないとき又は緊急の場合で防災工事の勧告若しくは命令をするいとまがないときは、所有者等に代わって防災工事を施行することができる。
- ◆ 防災工事の代執行に要した費用は、所有者等から徴収することができる。

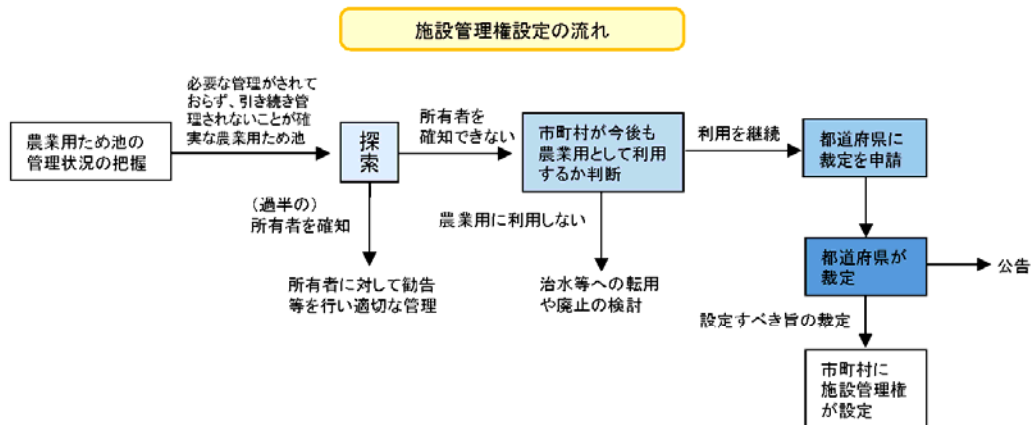
### 🔍 チェック 利水者等からの費用の徴収

本法律では、第11条第2項において防災工事の施行義務を負う所有者等から代執行に要した費用を徴収することができる旨の規定を設けています。

また、地方自治法第224条の分担金として、利水者等の事業の受益者から費用を徴収することも可能です。

## 裁定による特定農業用ため池の管理 (第13条～第17条関係)

- ◆ 市町村は、特定農業用ため池について、管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられていないことが確実であると見込まれる場合であって、探索を行っても所有者を確知することができないときは、都道府県に対し、当該特定農業用ため池を管理する権利(施設管理権)を市町村に設定することについて、裁定を申請できる。
- ◆ 特定農業用ため池の所有者(共有持分が過半に満たない場合)又は農業用水の利水者等の利害関係人は、上記の申請をすべき旨を市町村に申し出ることができる。



- ◆ 市町村は、施設管理権を取得した特定農業用ため池の管理に要する費用を、所有者から徴収することができる。
- ◆ 市町村は、特に必要があると認めるときは、施設管理権に基づく措置の一部を土地改良区等に行わせることができる。
- ◆ 施設管理権の設定は20年を上限とするが、市町村は、その存続期間の延長の裁定を都道府県に申請することができる。

## 法律の概要

### 報告徴収・立入調査（第18条関係）

- ◆ 都道府県は、本法律の施行のために必要があるときは、農業用ため池の所有者等に対して管理の状況に関する報告を求めることができる。
- ◆ 都道府県は、必要があるときは、農業用ため池又は他人の土地に職員又は委任した者に立ち入らせ、現地調査（測量等）を行うことができる。
- ◆ 上記立入りについて、必要があるときは、市町村に必要な協力を求めることができる。

### その他

#### (1) 補助及び援助（第20条～第21条）

##### <ハード対策>

- ◆ 都道府県は、市町村又は農業用ため池の所有者等に対し、防災工事に要する費用の一部を補助することができる。
- ◆ 国は、都道府県に対し、都道府県が上記により補助する費用の一部又は都道府県が自ら施行する防災工事に要する費用の一部を補助することができる。

##### <ソフト対策>

- ◆ 国及び地方公共団体は、農業用ため池の所有者等が行う農業用ため池の適正な管理に必要な資金の確保、技術的な指導その他の援助に努める。
- ◆ 国及び地方公共団体は、必要があるときは、土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。

#### ☞ チェック 農業用ため池に係る国庫補助事業について

（平成31年4月時点）

| 実施項目                                        | 国庫補助事業                           | 要件等                                                                     |
|---------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ①ため池の踏元の調査                                  | 農村地域防災減災事業<br>（ため池防災対策情報整備）      | 面積要件の設定なし<br>定率（H32迄定額）                                                 |
| ②都道府県による<br>データベースの整備                       |                                  |                                                                         |
| ③市町村による<br>ハザードマップの作成                       | 農業水路等長寿命化・防災減災事業<br>（ハザードマップの作成） | 面積要件の設定なし<br>定率（H32迄定額）                                                 |
| ④ため池の管理<br>（市町村による管理等）                      | 農業水路等長寿命化・防災減災事業<br>（監視・保全管理の強化） | 面積要件の設定なし<br>定率（H32迄定額）                                                 |
| ⑤防災工事<br>（耐震・豪雨・老朽化対策、廃止）<br><br>都道府県による代執行 | 農村地域防災減災事業<br>（ため池整備）            | ・補強対策の場合<br>受益面積2ha以上、定率（50%等）<br>・統廃合（代替水源の整備とため池の廃止）の場合<br>定額         |
|                                             | 農業水路等長寿命化・防災減災事業<br>（ため池整備）      | ・補強対策の場合<br>受益面積2ha未満、定率（50%等）<br>・統廃合（ため池の廃止）の場合<br>定額（堤高に応じ最大3千万円／箇所） |

※事業実施主体は、都道府県、市町村等。記載している要件・補助率は主なものを示す。  
詳しくは、事業担当者にお問い合わせ下さい。

#### (2) 罰則（第23条～第25条及び附則第3条）

- ◆ 農業用ため池の届出、行為制限、防災工事の施行、報告徴収及び立入調査等の事項に関し、罰則を規定。